

令和2年度 決算審査特別委員会（令和元年度決算）の記録

決算審査特別委員会

出先機関第3班審査（中通り方部）



- ・知事提出継続審査議案第31号：認定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第32号：認定
「令和元年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第33号：可決
「令和元年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第34号：認定
「令和元年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第35号：認定
「令和元年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	佐藤 政隆
委員会開催日	令和2年10月27日（火）～29日（木）
所属委員	[副委員長] 鈴木 智 [委員] 宮下雅志 吉田英策 坂本竜太郎 荒 秀一 佐藤郁雄 江花圭司

（10月27日（火） 県北地方振興局）

江花圭司委員

福島県地域づくり総合支援事業（サポート事業）について、令和元年度から1次募集のみで、2次、3次が出にくいと聞いたが、どうか。

企画商工部長

サポート事業の関係であるが、今年度も2次募集を行っている。予算の状況に合わせて、今後も募集をかけたい。

江花圭司委員

商工会議所等に対して1月から1次募集があり、次の2次募集があるか分からないとの説明等があったように聞いているが、どうか。

企画商工部長

ホームページ等で公募しているが、もう少し広く周知を図りたい。

鈴木智副委員長

恐らく2次募集があるかどうかの説明、予算との兼ね合いだと思うが、江花委員よろしいか。

江花圭司委員

各種団体の動きを見ていると、1月ぐらいから企画書、事業計画書、予算書をつくるため、例年の2次で申請すると余裕を持って事業着手できるが、1次募集が早いと事業計画で整合性が取れずに、結局辞退せざるを得ない団体があると聞いている。1次2次がこのくらいの時期にあり、予算が余れば3次があるとすれば一番よいと思うが、予算の兼ね合いで

2次の情報がなかなか出てこないことはなかったのか。

局長

令和元年度については、1次と2次との形で執行している。確かに毎年度当初予算がある程度固まってから募集をかけるが、1次については年度初めから実施したい団体もあるため、一旦期限を切り1次の決定をしている。2次について県北においては、申請のあったもので全て1次が埋まる状況ではなかったため、委員から話があったとおり、その辺の情報については今後どのような形で関係団体に伝えていくのか検討し、できるだけ2次で事業を実施したい団体の要望に応えていきたい。

江花圭司委員

概況説明要旨1ページには、地域連携室で課題等の情報集約と共有化に努めるようにとされている。各振興局でカラーがあると思うが、会津地方振興局では昨年からの課題解決の推進会議等ができ、各振興局管内でも課題解決の取組を行っていると思う。その中で、課題が多くなればなるほど、民間の活動を支援する形をしっかりと取ることが振興局の地域振興だと思う。そのツールとして、サポート事業は大変大事になってくる。各種団体がある時期を狙って事業を行うことに対して、県の予算確保と予算執行状況もあるが、やはり2次は位置づけとして大きい。年度当初から始める事業もあれば、中盤から始める事業もあることを念頭に置いてもらいたいと思うが、どうか。

企画商工部長

来年度の予算状況等も見ながら、2次募集について検討していきたい。その際には、広く周知を図りたい。

佐藤郁雄委員

世代を超えた交流や移住定住を促進したこと、新規高卒者等の地元就職支援に取り組んだこと、消防団の団員を確保したこと、以上3点について取組内容と効果を聞く。

企画商工部長

まず世代を超えた交流では伊達市霊山地区において、食と農の魅力発信事業として、福島学院大学と協働し霊山地区の食材を生かした新メニューの開発や試食、パンフレットの作成などに取り組んだ。

また、新規高卒者等の地元就職支援に関しては、振興局と教育事務所が連携して各経済団体を訪問し早期の求人募集を依頼した。またハローワークと連携し、就職相談会や面接会も開催した。

県民環境部長

消防団は、地域住民の安全・安心を守る地域防災の要であるため、団員確保が課題となっている。消防団員に占める被雇用者の割合が高い状況にあり、雇用者である事業所等の理解と協力が不可欠な状況となっている。そのため、当局としては、毎年市町村、消防等と一緒に事業所等を訪問し、団員の確保や活動協力依頼等の働きかけを行っている。

昨年度は令和元年東日本台風の関係で訪問事業所数が若干減っているが、4事業所等に要請している。成果については見えにくい部分もあるが、事業所訪問等を確実に継続的に実施し、団員確保の環境づくりに努めていきたい。

佐藤郁雄委員

世代交流の内容は理解したが、移住や定住について、どのように促進したかや成果を聞く。また、就職支援についても、県内の求人やハローワークと連携したことは理解したため、どのような成果が出ているのか。

消防団に関しては、成果が見えにくいとのことだが、県北振興局職員の参加状況や取組状況を聞く。

企画商工部長

世代を超えた交流や移住定住の実績について、昨年度において県北地域への移住は92世帯である。県北地方の各地に移住定住の相談窓口をこれまで5か所設置し、移住定住を希望する人の相談や支援を行っている。

新規高卒者について、県北管内の県内留保率は86.8%であり、県平均の82.3%より4.5ポイント高い状況である。今後も地元留保率が高まるよう努めていきたい。

県民環境部長

管内8市町村の消防団に入団している職員については、振興局の範囲ではなく県職員の範囲となっているが、35名の職員が入団している。

坂本竜太郎委員

サポート事業について、今年は年度初めから新型コロナウイルス感染症でほとんど事業を実施できないと思う。同じように、去年はまさにこの時期台風の影響により事業を辞退したり、そもそも申請できなかったとの事例はあるか。100万円未満の事業については記載がないと思うため、傾向や実態、苦勞した状況などを聞く。

企画商工部長

サポート事業について、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベント等が開催できないなどがあった。現在において取下げはないが、時期をずらしたり別な形でイベントを行うなど計画している団体は多い。

昨年度の台風の影響については、台風により実施できなかったイベント等があった。今年度、本宮市では、洪水被害に遭った場所で復興を目指しすために光のイベント「スマイルライト事業」を行っており、こちらもサポート事業で支援している。現在取下げまではないが、事業の縮小は出てくると考えている。

坂本竜太郎委員

毎年いろいろな状況の変化に応じて、事業の在り方や申請する団体や自治体も変わる。また予算が変われば江花委員からあったように、2次3次募集の可能性につながる。そのため、こういうときだからこそ活用してもらえよう周知などの取組をぜひ願う。

荒秀一委員

私から2点、説明資料から聞く。2ページのインバウンド誘客の策として、この年度においては国際ボランティア活用等で魅力化へ努力したとの報告がある。県北地方には福島大学や県国際交流協会もあり、在住の外国人も多くいると思う。インバウンドについて実際は厳しくなってきたが、国際ボランティアの考え方、どのような人材を活用したのか、実績について聞く。

もう1点、3ページ中段に令和元年東日本台風におけるリエゾン派遣について記載がある。当然県北管内でも大きな被害があり、リエゾンの役割は非常に大きいと思う。一方で検証もしなければならない。相馬市に関しては初めはなかなか機能せず、後で幹部職員が来たと聞いているが、県北ではどのように乗り越えたのか、検証も含めて聞く。

企画商工部長

国際ボランティアの関係であるが、平成30、31年度において、飯坂温泉、土湯温泉及び岳温泉に国際ボランティアを3か月間派遣した。国際ボランティアのNPOを通じて紹介を受け、フィンランド、ロシア、ウクライナの方を各温泉地に派遣し、その温泉地において英会話講座の開催や飲食店のメニューの翻訳、情報発信等を行った。またこれとは別に、地域住民と外国人との交流事業としてモニターツアーを行い、地元の学生やALTなどにも参加してもらい、地元住民との交流も行っている。

県民環境部長

災害リエゾンについて、委員指摘のとおり大規模災害時においては、市町村と県の双方向の迅速かつ正確な情報伝達が非常に重要と認識している。県北地方においては当時、管内全ての市町村に県リエゾンを派遣し、被害情報の収集や市町村からの要望、要請等を県本部または該当部局につなぐなど、迅速的確な対応に努めた。派遣期間は、発災した令和元年10月13日～12月13日までの期間にわたり、延べ209名を派遣した。

リエゾンの課題について、検証委員会の報告書が出されたが、早期派遣と情報収集の強化の2点に集約されている。早期派遣については、台風など大きな災害が想定される場合、市町村の対応状況を踏まえた上で、災害が発生する前から派遣することも含めて対応することとした。そのため、リエゾンの人数はこれまで当地方本部については各市町村2名であったが、今年度から1名増やし3名とし、より確実、早期に派遣ができる体制とした。

吉田英策委員

説明資料2ページの県税滞納額が個人の県民税徴収で7割になっている。今、経済的に大変な中で滞納者が増える状況もあると考えているが、滞納徴収の技術的向上のため市町村との合同研修会とはどのようなものか。中には悪質な滞納者もいるし、経済的に本当に大変な人もいると思う。公平さを考えれば県税徴収は当然のことだが、その技術向上のための合同研修の内容について聞く。

県税部長

県と市町村がそれぞれ徴収しているが、実施している業務は同じであるため、県と市町村で合同研修会を昨年は3回実施した。内容については、主に初任者向け研修を実施している。昨年の特徴として、北海道東北ブロック別の研修会が実施されたため、その内容についても伝達を行った。

吉田英策委員

地方振興局独自で実施するのではなく、全体的な研修会に参加するとのことか。不況の下で長期、悪質な滞納者も含め、どのような特徴があるのか聞く。

県税部長

長期、悪質な滞納者について、高額滞納者検討会を開催しており、200万円以上は令和元年度末で17者ほどである。近年は、除染関係の事業者に対して過年度分について国税当局の調査により増額更正される等が若干見受けられるのが特徴である。

宮下雅志委員

地方振興局は、市町村の抱える課題に対してしっかりと対応するのも非常に重要な役割であると思う。管内市町村の抱える課題が、例えばサポート事業等では解消できないような場合、令和元年度はどのように対応したのか。

企画商工部長

地域連携室では、各担当がそれぞれ担当市町村を持っているが、訪問、電話、メール等で情報収集や要望を聴取している。出先機関において対応が可能な要望については、県北管内の出先機関が連携し取り組んでいる。出先機関だけでは対応できないものについては、本庁に要望内容を伝え随時連絡調整してその状況を市町村へ伝達している。

宮下雅志委員

私は各地方振興局を回っているが、きちんと本庁と連携について形づくりをしておかないと、振興局から言ってもなかなか本庁で取り上げてもらえないと聞く。しっかりと仕組みをつくっていくべきと思うが、どうか。また、去年は思うように本庁と連携が取れたのか。

局長

本庁との連携について、昨年度も各市町村から幾つか要望等が上がってきた。先ほど部長が説明したとおり、地域連携室の職員には振興局だけではなく、建設事務所や農林事務所の職員もいるため各振興局に係る業務だけではなく、例えば建設事務所における道路の改修や、農林事務所に関わる業務については、各出先機関からも本庁につなぎ、各市町村からの要望に対応してきたと認識している。

宮下雅志委員

そのような連携をしながら、これからも本庁がしっかりと課題の重要性を認識するような形で伝える仕組みづくりを継続願う。私が思うに、現場に近いのは振興局であり、本庁とやり取りしてもなかなかうまくいかない面もあると思う。その際、予算の中である程度局長が緊急的に、局長の思いで出せるような予算が必要だと思う。以前そうした形で実施したケースもあると聞いているが、令和元年度はどうか。局長枠のような予算は取れたのか。

局長

私は令和元年度に着任したが、昨年度と今年度においては、局長枠という予算はないものの、サポート事業の最終決定は局長の権限であるため、各市町村、地域の団体の声を聞きながら、できるだけ地域振興につながるよう交付決定をしている。

宮下雅志委員

私が監査委員だった3、4年前、振興局の機動性を発揮するために、ある程度局長が自由に使える予算を確保しようとの流れがあり、そのときは非常によい制度だと評価をしていた。必要であれば我々も提案をしていきたいと思うし、今後現場の声を聞かせてもらいたいと思うためよろしく願う。

荒秀一委員

先ほどの局長の説明にも調査資料にもあったが、県税の徴収状況について、昨年度の事情は大変厳しい状況であるが、皆の努力や納税者の苦労もあると思う。全般的に徴収状況について改めて聞く。

県税部部长

令和元年度の県税徴収率は、現年度と滞納繰越分を合計し98.3%で前年度を0.1ポイント上回った状況である。ただし現年度と滞納繰越分、それぞれ分析すると現年度分はほぼ前年度並みを確保できたが、滞納繰越分の下げ幅が大きかった。昨年の台風の影響と考えている。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等があると思うが、一層、徴収率の確保に向けて対応していきたい。

荒秀一委員

大変苦労のある役割であるが、県民としての義務でもあるため、よろしく願う。

先ほど悪質な業者の話が出たが、詳しく聞く。

県税部部长

200万円以上の高額滞納者について、令和元年度末においては17者、1億600万円である。前年度においては14者、7,100万円であり増えている。対応については、引き続き財産調査により換価可能な財産があれば差押え等の処分をしたい。もし財産がない状況があれば滞納処分執行停止として整理したい。

荒秀一委員

先ほどの17者は非常に悪質と言ってよいか。国税との話もあったが詳しく聞く。

県税部部长

国税の更正については、当初適切に申告しておらず、国税の調査によって所得が発見され増額更正されたため悪質であると言ってよいと思う。

荒秀一委員

震災から10年の中で、それぞれ事情はあると思うが、特に除染関係の業者は様々な問題を指摘されている。一方で県民が非常に苦労して納税しているところもあるため、大変な業務と思うがぜひとも努力の上、公平な視点で頑張ってもらいたい。

(10月27日(火) 中央児童相談所)

江花圭司委員

調査資料6ページの民生費について聞くが、各地域の民生委員・児童委員とは、例年どのように関わっているのか。

所長

当所においては、民生委員・児童委員を集めて会議を開催するなどの直接的な場はないが、市町村の要保護児童対策地域協議会(要対協)の会議では、個別ケースや要対協運営の在り方などの検討に民生委員・児童委員が参画していることから、そのような場面で一緒に協議しながら進めている。

江花圭司委員

相談などで直接来所する者が大変多いと思うが、令和元年度においては民生委員・児童委員をはじめとする地域からの声の現状はどうだったか。

所長

個別の多様な案件を通じて地域課題が見えてくることがある。一つ一つのケースに丁寧に対応することで、その地域特有の問題点や課題を捉えられるようアンテナを高くしている。

そのほか、地域住民の様々な意見を要対協の会議等を通じて聞く場面もあり、得られたものを当所の業務に生かしながら、今後も対応していきたい。

江花圭司委員

昨今のニュースでは、虐待事件が非常に多く報じられ大変な事態であるが、市町村でも重く受け止めていると思う。市町村と県の役割や連携に関しては要対協等で図られるだろうが、やはり地域からの声は極めて大事である。

県では、市町村や地域との連携をどのように図ってきたのか。

所長

市町村との連携については、要対協という会議の場があり、また当所では最低でも年に1回は市町村担当者会議を開催して、業務の役割分担や個別ケースの対応について指導しており、こうした場を通して市町村との連携を深めている。なお、要対協の個別ケース会議には専門職員を派遣して市町村の指導に当たっている。

江花圭司委員

民生委員・児童委員の person 費は、調査資料6ページの民生費に計上されているのか。また、どのような内訳になっているのか。

所長

先ほど定数外職員数を説明したが、ここに計上しているのは、所内の一時保護所の非常勤嘱託員や臨時職員の person 費である。

江花圭司委員

こうした職員から、給与が少ない、異動に伴う諸費用が足りないなどの意見が出たことはないか。

鈴木智副委員長

非常勤職員の person 費に関する質疑は決算審査になじまないため、答弁を求めないこととする。

荒秀一委員

調査資料9ページに里親の新規開拓という事業があるが、説明を聞きありがたく感じた。

里親の新規開拓は必要不可欠であるとの認識の下、福島市と伊達市で開催した入門講座には里親希望者の参加があったようだが、実際の定着や受入実績について説明願う。

次に、13ページの処理状況調の最下欄に、1か月の超過勤務時間が45時間を超える職員の記載があるが、私の理解では、夜遅くにも訪問しなければならず、常勤・非常勤職員ともに負担があり、改善のために苦勞もしていると思う。

夜間訪問等のため超過勤務にならざるを得ないなどの実態を含め、令和元年度の勤務状況を説明願う。

所長

まず、里親に関して、昨年度は入門講座を2回開催し記載のとおり参加があった。昨年度1年間で、新たな里親の登録は7組あったが取消しも3組あり、実質4組の増加だった。

承知のことと思うが、今社会的養護を進める上では、家庭養育優先原則というできるだけ家庭的な環境の下で養育するとの国の方針に基づき、里親を増やすことになっている。

本県でも、昨年3月に家庭的養育推進計画を策定し里親の増員に力を入れているが、当所にも里親コーディネーターを配置し、今後ますますニーズが増えると思込まれる里親の新規開拓等に鋭意取り組んでいるところである。

次に、職員の勤務実態だが、1か月当たり45時間を超える職員は毎月数名必ずいる。児童相談所の特性と言えるが、相談業務では保護者が仕事を終えてからの家庭訪問がどうしても多く、実態として超過勤務が常態化している。

また、最近では警察との連携が進んでいるが、夜間の身柄つきの通告も数多くある。その場合、一旦帰宅した職員が急

遽また出勤し対応する。そうした状況も頻繁にあるため、やむを得ず超過勤務が増えてしまう。

このような勤務実態は、当所としてはやはり大きな課題と認識している。今後も児童家庭課と勤務の在り方について種々協議を進めていきたい。

荒秀一委員

里親は、我が子のように愛情を持って子供を家庭に受け入れることはもちろんだが、家庭的養育推進計画の取組を進める中、実際に講座へ参加したり啓発され関心を持った方からの手応えを感じているか。

次に、超過勤務が常態化しているとのことだが、児童相談所の位置づけの重要性や業務の大変さは認識しており、解決していく上では所長の考えが大事である。

調査資料には、健康状態や業務の進捗状況に配慮する種々の改善策が記載されているが、今後どのように取り組んでいくのか。

所長

まず、里親についてだが、里親を希望する動機が子供には恵まれなかったが子供を育てたいという方が多く、そうした方が養子縁組里親を希望するのが最初のきっかけとなることが多い。また、社会貢献のために、恵まれない子供たちをぜひとも自分の手で育ててみたいという方もおり、戸籍上の親子関係を結ばずに、一定期間子供を育てる養育里親を希望することもある。

現状で、いずれの里親も不足しているため、今後里親を開拓し増やしていきたいと考えている。

いずれのケースについても、子供にとっては大変幸せなことであり、適切にマッチングを行いながら制度を有効に活用し養育を進めていきたい。

次に、超過勤務に対する考え方だが、先ほどの答弁でも触れたように警察からの身柄つき通告は夜中にも朝方にもある。24時間勤務体制の警察では普通のことと思うが、当所ではそのような体制になっていないため、警察と同様の夜間や休日の体制の在り方については、やはり児童相談所でしっかりと問題を共有し、宿直も含めて本庁と引き続き検討していく必要がある。

そこで、宿直制度などを取り入れればよいのかといっても、なかなか難しい問題があるため、本庁と協議を進めていきたい。

佐藤郁雄委員

職員の資質向上と業務執行体制の充実を図っていくとのことであったが、職員数は58名と、前年度に比べて2名減っている。それに対して、相談件数がかなり増え業務量が多くなっていることから、現状について説明願う。

所長

平成28年度の児童福祉法の改正により、児童相談所の体制強化が図られることになった。相談件数は右肩上がりで人員体制がなかなか追いつかない状況にあるが、国では児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、児童福祉司や児童心理司を増員する方針を出しており、本県でもこのプランに基づき計画的に増員することとなっている。

当所においては、調査資料のとおり調査対象年度とその前年度で正規職員の増減はないが、正規職員はこのプランに基づき今後計画的に増員が図られる予定である。

なお、委員指摘の2名の減については、一時保護課に配置していた2名の専門員が退職し、その補充がなかったとの事情によるもので、数字上は減員のようにになっている。

佐藤郁雄委員

相談件数が増えて業務多忙の中、夜間や休日も時間的に拘束することになれば、その分日中の人員が少なくなってしまう、また大変なことになると予想される。

昨今テレビや新聞のニュース等でも、児童相談所の職員は本当に大変で、言葉はよくないが対応が後手後手になる場合もあるやに報道されているため、本当にこの人数で対応できるか危惧される。職員を増員し確保しなければならないと思

う。

1か月の超過勤務時間が45時間を超えて働くような業務量の多い職員がいるとのことで、例えばストレスチェックに取り組んでいるだろうが、精神的、身体的な不調を訴える職員の対応も大変だろうと思う。

職員の増員計画があるとのことだったが、人員確保はやはり非常に大事なことだと思う。ぜひとも要望し業務体制を充実させてほしい。よろしく願う。

坂本竜太郎委員

児童相談所の職員体制は本当に大変な状況と思う。定数内の職員数は変わっていないが、中身を見ると大分入れ替わっている。

これは、昨今の状況変化に応じるために、特に相談業務に従事する職員を調整するなど、効果的に配置したためと理解してよいか。

所長

人事異動では、全く同じ職種の職員が配置されるわけではないため、定数上の人数は変わらないが職位別で見るとそれぞれに増減はある。

なお、児童福祉司については、これまで国の配置基準では人口4万人当たり1人だったところ、平成28年の法改正により3万人当たり1人に増え、それに伴い心理職も児童福祉司2人当たり1人配置することとなった。その基準に追いつくため、本庁では今後増員を図るべく計画している。

今は辛抱のときであり、増加する相談に対しては、皆で力を合わせて頑張っているのが現体制下の実態である。メンタル面での負担が大きい職員もいるが、管理職も注意を払い、常時声をかけながら状況を聞き、応援態勢をしいて、そのような職員の負担を少しでも減らせるよう努めている。

坂本竜太郎委員

本当に大変な状況であるが、さらに大変だと感じるのは、県内4児童相談所の相談件数の増加は711件で、うち中央児童相談所が347件と約半数を占めていることである。相談内容については説明があったが、件数増加の主な要因は何か。

所長

報道では、心理的虐待いわゆる夫婦間暴力、面前DVによる通告が増えているとの実態が指摘されている。面前DVは、子供にとって非常に悪影響があることから、児童虐待防止法においては心理的虐待に追加され、平成25年度に警察庁の積極的介入が決定された。それに伴い、徐々に相談件数が増加している。

その他の増加要因としては、児童相談所全国共通ダイヤル、いわゆる189により通告しやすい環境が整備された背景もある。

様々な虐待死亡事件が起こるたびに社会的関心が高まり、泣き声通告も増えるなど、相談件数はどんどん増加している。

坂本竜太郎委員

特に中央児童相談所では相談件数が多かったが、県議会では議員提案で子どもを虐待から守る条例を制定したこともあり、さらに相当増えるだろうしそうした状況も理解している。

そこで、相談対応につながる部分についてだが、昨年度は電話交換機設備を改修したとはいえ、やはり相談件数がこれだけ増えており、施設や設備は安心して確実に業務を遂行できるものであるべきと思う。

建物自体も、建て替えも視野にとの考え方から、今後はさらに建て替えを前提にという感じに引き上げるようになると思うが、詳しく説明願う。

所長

このとおりの施設で老朽化が進んでおり、特にハード面の問題については、児童家庭課とも常時意見を交換し認識を共有している。一時保護所でも、県の設備基準に合致せず改善が必要な箇所があり本庁と協議を進めている。財政事情はあろうが、今後改築に向けては本庁で計画されるものと考えており、所長会議や次課長会議でも協議されている。

吉田英策委員

業務量に対して職員が少なく増員が必要と感じたところである。

児童虐待の件数が増加し、その対応が求められる中、弁護士による法的助言や精神科医への相談は8回とのことだが、この回数は多いのか少ないのか。私は少ないと感じるが、前年度との比較などではどうなのか。

次に、警察官が1名配置されているが、夜中の対応を求められる状況もあり警察と連携することで、どのような効果が上がっているのか。

さらに、子育て相談については、虐待を防止する観点から親への教育も含めた様々な支援が必要と思う。この点についてはどのように考えているか。

所長

1つ目の児童虐待対応専門員の事業実績だが、8回のうち7回が弁護士への相談である。当所が相談対応している中で、親が納得できない、措置に同意を得られないケースが時々出てくるが、そのような場合に弁護士へ相談している。非常にこじれるケースへの対応であることから、このような件数になっている。

2つ目の警察との連携に関しては、昨年4月に警察官が配置され、当所も組織改編を行い相談課内を介入チームと支援チームに分けたところだが、児童虐待に迅速に対応できるよう介入チームに警察官を配したことで、相談を受けた際には直ちに警察の協力が得られるようになった。また、その警察官は警察からの身柄つき通告の窓口にもなっている。緊密に連携を図りながら業務が円滑に進められている。

3つ目の子育て相談に対する支援については、確かに指摘のとおりと思う。当所としても、親からの相談があれば一生懸命指導に当たっているが、子育て支援の部分で、特にリスクの低い子育て相談については、市町村にもしっかり対応してほしいと思っている。市町村の後方支援は当所の一業務であるが、市町村が力をつけられるか否かが問題である。2022年までに、全市町村が子ども家庭総合支援拠点を整備することになっているが、現在のところ管内では福島市のみとなっており、その働きかけも必要と思う。

引き続き、市町村と連携しながら育児不安解消に取り組んでいきたい。

(10月27日(火) 福島南高等学校)

吉田英策委員

福島中央高校の通学区域は県内一円となっているが、現在は全員が福島市内から通学しているとの説明であった。福島市外から福島中央高校への進学を希望すれば通学は可能なのか。また、これまでの生徒の変遷についても併せて聞く。

校長

現在、生徒全員が福島市内になっているのは通学が大変というのが一番の理由だと思う。授業が午後9時過ぎに終わることから、通学時間が約30分であれば家に着くのは午後9時30分、1時間であれば午後10時になる。このため通学できる場所が制限されてくる。

吉田英策委員

働きながら修学する子供たちも多くいることから定時制高校に求められているのは通学しやすいことであり、そういった高校が身近にあることが一番大事だと思うが、定時制高校は何時から何時までなのか。

校長

午後5時25分から始まり、5分間のホームルーム、その後授業が午後5時30分からスタートし、午後9時5分に終了となる。

佐藤郁雄委員

福島南高校は文理科、国際文化科、情報会計科の3つの専門学科を有して国公立大学進学者から公務員や民間事業所へ

の就職者まで多様な進路への対応ができること、その中でも公務員の合格者数が多いとのことであるが、それは特化したカリキュラムの成果が現れているのか。また、公務員の合格者が多いのは情報会計科に多いのか。

校長

公務員向けのカリキュラムを行っているのではなく、2年生から専門学校が無料で開催する講習会に参加して学力の向上を図り、合格につながっている。

佐藤郁雄委員

高校での教育ではなく外部の講習会を活用したものであり、生徒の自主性を重んずるとのことか。学校としての取組ではないのか。

校長

校内でも公務員試験対策を実施している。例えば、朝の課外で、学習のプリントにプラスして公務員試験課題を行うなど集中的に学習している。

佐藤郁雄委員

公務員試験の合格者には情報会計科の生徒だけでなく、文理科、国際文化科の生徒も含まれているのか。

校長

情報会計科の生徒が中心であるが、文理科、国際文化科の生徒も合格している。

佐藤郁雄委員

国際文化科では英国姉妹校交流としてホームステイなどを行っているようだが、最終的な目標として英検やTOEICなどの目標を掲げて取り組んでいるのか。

校長

本校の情報会計科は資格取得を目標に設定しており、県内でもトップの合格率である。全国商業高等学校協会の検定試験のうち3種目で1級を取得すると表彰され、本校の合格率は83.3%で、県内ではトップ、そして全国のトップクラスとも肩を並べている。

国際文化科については昨年、英検2級は22名、準1級は2名が合格した。準1級については日本人としては本当に素晴らしい結果だと思っている。

坂本竜太郎委員

ブロック塀等の撤去工事を行っているが、どのような状況でどういった対応をしたのか。

主幹兼事務長

3段のブロック積みの上にフェンスになっており違法ではなかったが、経年劣化等で危険な箇所もあったため、ブロック塀とフェンスを撤去した。なお、土留めの役割をしていた一部のブロック塀については現在も残っている。

今は仮囲いの状況で設計書を作成しているため、今年度には新しいフェンスを設置する予定である。

坂本竜太郎委員

どういった現状があつて、福島中央高校にエアコンを設置したのか。

主幹兼事務長

福島中央高校の普通教室には、元々、福島南高校のPTAが一括してリース会社と契約し設置したエアコンがあり、福島中央高校のPTAがその使用料等を支払っていたが、今回、県が福島中央高校のエアコンとして設置した。

坂本竜太郎委員

英国との姉妹校との交流について東日本大震災以降は本校での交流事業が行われていないとのことだが、震災から10年目を迎えるに当たって令和元年度は本校での交流などを働きかけたのか。

校長

英国の姉妹校との交流については、本校としては相手の学校に毎年来てもらうように依頼している。ただ、東日本大震

災、原発事故以降、姉妹校側が本県に行ってはいけないとしているため、相手の生徒が日本に来たときには東京で交流しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症のため英国にも行けず、東京での交流もできない。

坂本竜太郎委員

東京から日帰りで本県に来ることもできると思うが、そういったこともなかったのか。

校長

令和元年度については姉妹校で来校を検討していたという段階である。

荒秀一委員

国際文化科について聞く。

高校教育と人材育成は共通する部分もあると思うが、受験と人材育成では悩ましいところもあると思う。昨年度の計画も悩みながら立てたと思う。

A L Tに係る人件費事務等が448万5,000円となっており、国際人材を育成する高校としてはA L Tの予算が少ないと感じるが、どうか。

校長

国際文化科が3年間で学習する内容は、専門教科をつくることによって、国語であれば現代文と古典を一緒にして1つの教科として学習していくため、普通科と同じ教育内容である。受験についても課外等により生徒の希望に沿った進路指導をしている。

国際文化科については国際理解セミナーを行っている。また、本校から県の国際交流協会が近いため、東南アジア、台湾などから教師が来た際に本校を訪問するなどして交流する機会が多くあり、国際理解を深めている。さらに、海外に修学旅行に行くことで国際文化を学んでいる。昨年は修学旅行で台湾に行き、今年はシンガポールに行く予定だったが、新型コロナウイルス感染症により行けなくなったため、海外に修学旅行に行くことで国際文化を学んでもらい国際人材の育成に取り組んでいる。

本校のA L Tは常駐であるため、教師と一緒に授業したり、英語部の指導をしたり、フランス語の実習助手をしたり、スピーチコンテストの指導をするなど様々な活動に参加している。

荒秀一委員

外国人生徒等に係る特別選抜枠は大事な役割を果たしていると思うが、現在の状況及び今後の期待について聞く。

校長

外国人生徒等に係る特別選抜枠については、国際文化科があることで指定されている。外国籍で日本に来てから3年以内、または日本国籍で1年以上外国に行って戻ってきてから3年以内の生徒が対象となり、現在、外国籍の生徒2名、帰国子女4名の合計6名が在籍している。

ただ日本語ができる生徒でないとなかなか難しいところがあるため、そこを入試の際に見極めている。

(10月27日(火) 総合衛生学院)

江花圭司委員

総合衛生学院は廃止が決まっているとのことだが、説明要旨によれば県立医科大学に引き継ぐとのことである。

そこで、地元で心配するのは敷居が高くなることで医療関係に就きたい人材がその道に進まなくなることであるが、総合衛生学院の廃止が決まった経緯と、どのように県立医科大学に引き継がれるのか説明願う。

学院長

昨今の医療関係従事者、入校、大学進学等の状況を総合的に考慮し、保健福祉部で在り方の検討会を立ち上げて有識者からの意見を聴いて総合衛生学院の方向性を定めた。

顧問

4学科のうち看護学科、歯科衛生学科は廃止が決定となっている。

看護学科は准看護師が正看護師になるコースであったが、福島准看護婦高等専修学校が福島看護専門学校になったことにより県北地域からの受験生がいなくなり、今は相双地域、喜多方地域などから入校してくるが、定員40人のところに10人を切っている状況のため廃止はやむを得ない。

歯科衛生学科は様々な問題があるが、郡山市に同様の学校が3校あるためそこで役割を担える。

県立医科大学に引き継がれる臨床検査学科の定員は20人から40人になり、助産学科は別科の形になるが定員20人のまま維持される。

総合衛生学院の廃止は県内全体の医療を考えてのことである。

江花圭司委員

敷居が高くなることで医療を目指す者が入学できないことだけは起きないようにしてもらいたい。

説明要旨の2ページに助産学科の令和2年度入学試験の応募者が51名とあるが、卒業生の進路先について説明願う。

顧問

現在、推薦入試をしているが、新しくできる県立医科大学の保健科学部では定員が増えるため推薦の人数も増える。

助産学科については推薦が5人程度から7人程度となり、一般入学と合わせて定員は20人となっており、半分ぐらいは県内の方でそのまま県内に就職している。

助産学科は看護学科を卒業してから入校するので、どうしても卒業した看護学校に戻るため、県内の方に入校してもらい県内に就職してもらいたい。

佐藤郁雄委員

調査資料2ページの1万4,400円の収入未済は保証人から回収できないのか。

事務長

入学時に保証人をつけている。今回の未収についても保証人にも催促していたが、相手の行き先が不明となって回収に至っていない。

佐藤郁雄委員

保証人は2人くらいつけると思うが、何のための保証人なのか。未収になったときのための保証人であると思うが、学校として何のために保証人をつけているのか。

事務長

保証人は1名となっており、保護者や親類が保証人になっている。

今回の未収については保証人の住まいが借家だったこともあり所在が不明となっており、郵便を送っても到達できない状況である。

佐藤郁雄委員

歯科衛生学科に在校生はいるのか。

学院長

現在、募集停止となっているが、2、3年生は在学している。

佐藤郁雄委員

調査資料7ページに分娩監視装置シミュレータ等の購入とあるが、これらは県立医科大学に引き継ぐとのことによいか。

学院長

県立医科大学に引き継ぐ学科については、備品の品質等について情報交換しながら必要なものを引き継ぐこととしている。

吉田英策委員

調査資料3ページの13委託料の不用額は予算に対して大きいと思うが、委託する実習の規模が縮小されたのか。

次に、調査資料7ページの公衆衛生費の非常勤講師が計画86人に対して実績が47人と少なくなっている理由について説明願う。

学院長

委託料については入学見込みも含め、不足のないように予算を確保しているが、入学者が定員を割り込んだため、実習は充実しているものの人数が減ったことにより4学科で約200万円の不用額となった。

非常勤講師については当初の計画では86人であったが、計画を立て直したところ47人となった。

吉田英策委員

廃止が決定されたことにより入学希望者は減っているのか。

学院長

入学倍率が参考になると思うため、入学倍率の状況について説明する。

過去5年の入学倍率は、県立医科大学に引き継がれる助産学科、臨床検査学科の約3倍に対して、廃止される看護学科は0.7倍、歯科衛生学科は0.9倍である。

吉田英策委員

在校生は県立医科大学に引き継がれることになるのか。

学院長

県立医科大学に引き継がれる助産学科、臨床検査学科については本学院で規定の履修課程を修了して卒業するため、学生が県立医科大学に引き継がれることはない。

宮下雅志委員

総合衛生学院の目標は国家試験に合格することであるが、令和元年度卒業生の国家試験の合格状況について聞く。

教務部長

令和元年度卒業生の国家試験の合格状況については、助産学科100%、看護学科96.8%で1名が不合格、歯科衛生学科100%、臨床検査学科93.8%で1名が不合格であった。

宮下雅志委員

不合格者は多くないようであるが、不合格者が次の年に国家試験を受けることがあると思う。その際、総合衛生学院において証明書などの受験に必要な手続をすると思うが、廃校になったときにその役割はどのような形で引き継がれるのか。

学院長

県の担当課である医療人材対策室が引き継ぐことになっている。

宮下雅志委員

ほぼ100%合格しているようなので心配はいらないと思うが、スムーズに引継ぎされるようにしっかり取り組むようお願い。

次に、募集停止をすると、例えば臨床検査学科であれば令和2年度の新入生が4年度に卒業して最後となるが、3、4年度に臨床検査の資格取得を目指す人は県立医科大学に進学することになるのか。

学院長

臨床検査学科は3年課程であるため、今年度は1～3年生まで、来年度は2～3年生、再来年は3年生のみとなる。

今年度から県立医科大学の保健科学部（仮称）に臨床検査学科があるため、本学院の問合せがあった場合には県立医科大学で募集する見込みがあることを本人、保護者等に情報提供している。

宮下雅志委員

総合衛生学院で臨床検査学科について勉強したい人もいると思うため、スムーズに県立医科大学等で勉強できることをしっかり情報提供を願う。

坂本竜太郎委員

令和元年度に分娩監視装置シミュレータなどを購入しているが、総合衛生学院が廃止になった後は、県立医科大学に引き継ぐということによいか。

学院長

最新の機器で必要なものについては県立医科大学に引き継ぐことになる。

坂本竜太郎委員

最後の学生が不公平な形にならないようによい機材で学べるようにしてもらいたい。また、最新の機器についてはしっかり県立医科大学に引き継いでもらいたい。

次に、説明要旨に「入学後には、知識、技術、豊かな人間性を修得してもらうこと」とあり、現場では大変な状況にある患者やその家族に寄り添うには「豊かな人間性」が特に大事になってくると思う。

そこで、長い歴史の中で積み上げてきたと思うが、時代の変化を踏まえて令和元年度は「豊かな人間性」にどのように取り組んできたのか。

学院長

各学科で1年課程から3年間課程までであるが、学生が日常生活で困ることのないように担任制を取り、個人の悩みについてもすぐ相談できる体制としている。また、何かあればカウンセリングや関係機関に紹介している。

さらに、本学院は学生の自主性を重んずるため学生会を発足しており、学生間の相互の成長を通して豊かな人間性を育んでいる。

坂本竜太郎委員

実習施設の確保が厳しい状況にあるとの説明があったが、ふくしま医療機器開発支援センターのトレーニングできる施設等は活用しているのか。

学院長

本学院ではふくしま医療機器開発支援センターは利用していない。

研修については新型コロナウイルス感染症などあるが、必要に応じてオンラインなどを用いて研修の充実を図っている。

坂本竜太郎委員

ふくしま医療機器開発支援センターの設置者は県であり、経営状況の改善の努力をしているため、有効な研修に通じるものであれば活用してもらいたい。

(10月27日(火) 県北流域下水道建設事務所)

江花圭司委員

会津北部には下水道を広域で管理するところはないため、会津北部では汚泥をフレコンバッグに入れているが、令和元年度は県北流域下水道建設事務所においても汚泥をフレコンバッグに入れて対応したのか。

所長

事業説明資料の5ページを御覧願う。

10月13日未明に処理場が水没し、ポンプで水を排水して現場に入れるようになったのが15日である。15日から入ってくる汚水を塩素消毒だけして阿武隈川に放流した。10月25日からは既存の水処理施設を使用して沈殿と塩素消毒を行い、12月9日からは簡易生物処理を加えた。

委員指摘のようなフレコンバッグに保管をすることはなかった。

江花圭司委員

既存でたまっていたフレコンバッグはなかったのか。

所長

既存の水処理施設や汚泥処理施設にたまっていた汚泥もあったが、順次、場外に搬出した。

吉田英策委員

台風第19号はどこも甚大な被害が発生した。県北流域下水道建設事務所も大変な被害だったと思うが、改めて被害の全容について聞く。

次に、概況説明要旨2ページ中段に阿武隈川に放流するときの水質基準について聞く。また、同3ページにも「12月9日からは微生物を活性化させるために反応タンクに送風を行い、沈殿、簡易生物処理、塩素消毒を行い放流しています」とあるが、その水質基準についても併せて聞く。

所長

昨年、台風第19号により被害を受けた後、令和2年1月に災害査定を受け、約120億円の決定となった。

被災直後から応急復旧に取組、順次、工事を発注し、本復旧工事は大部分が業者に発注済みである。土木工事1件だけ残っているが、これも発注予定となっている。

放流する際の水質については事業説明資料の5ページに記載してあるが、河川の水質についてはBOD（生物化学的酸素要求量）を基準にしており、通常であれば処理場には約200mg/ℓの汚水が入ってくる。

下水処理場から放流するときは15mg/ℓ以下と決まっているが、今回のように被災した場合にはすぐに対応することが難しいため、段階的に水質を改善することになっている。

事業説明資料5ページにあるステップ1は、入ってきた汚水に塩素消毒だけを行って放流するため、この段階では水質は改善されない。次のステップ2でさらに沈殿、簡易生物処理、塩素消毒を行って目標は60mg/ℓとなっている。現在、この段階になっている。今後、復旧を進めながら3年度末までには15mg/ℓ以下となるように進めている。

吉田英策委員

今、復旧の段階とのことであるが、地域への影響はあるのか。

所長

被災以降、毎日、放流の水質について検査して数値を確認している。また、放流される阿武隈川の水質についても定期的に測定しており、関係する下流の自治体及び団体に定期的に報告している。

なお、阿武隈川の水質については放流しているところから約3km下流で測っているが、環境基準は十分に満たしている。

吉田英策委員

調査資料4ページ、委託料の約3,400万円の不用額の理由について説明願う。

所長

処理場にはたくさんの設備が納入されており、製造しているメーカーが多岐にわたる。今回のような災害を受けた場合は最初に点検調査を行う必要があるため、製造したメーカーに依頼するのが一番効率的である。

メーカーは全部で18社あり、日本全国のメーカーであるため処理場までの交通費、人件費など相当の予算がかかると見込んでいたが、今回は災害支援とのことで調査費が無料、もしくはかなり安い金額にしてくれるメーカーがたくさんあったためにこれだけの不用額が発生した。

江花圭司委員

調査資料8、9ページに汚泥搬出処分委託95件とあるが、この搬出先と脱水汚泥の処理方法について聞く。

所長

もともと汚泥の収集、運搬、処分については被災前から前年度に1年間で契約していた。

主な処分先としては3つあり、1つ目がコンポスト化、2つ目がセメント化、3つ目が中間処理で最終的に焼却する会社である。

東日本大震災の際に下水汚泥が外部に搬出できなくなり、処理場に保管していた経緯があるため、それ以降リスク管理として同じようなコンポスト化でも複数の会社に分散して契約している。

また、台風第19号での被災により通常の汚泥とは性状が変わったものが処理場に残るようになったため、それらについても受入れできる処分先を探し、各処分先と契約して処分した。

江花圭司委員

コンポスト化する際に県は委託した業者に指導しているのか。

所長

コンポスト化はコンポスト会社が肥料として製品化するため、受け入れるときの放射性物質濃度の基準がある。その基準は200Bq/kg以下であるが、現在、処理場から搬出される汚泥はそこまで高いものはないため、汚泥の濃度を毎日測りながらコンポスト会社に運搬、収集を依頼している。

また、年に1回はコンポスト会社が処分しているところに調査に行き、処理場から運搬、収集された汚泥が適正に処分されているか確認している。

荒秀一委員

令和元年度の決算は台風第19号の影響は少ないと思うが、運営状況について説明願う。

所長

歳入については災害とは関係なく必要となる事業に応じて関係する市町が負担する負担金が歳入の主な内容である。

歳出については今年度から企業会計に移行したことにより、今まで不用額として計上しなかった年度末に実施した工事の代金や繰越しなども不用額に計上されるため、歳入より歳出が少なくなっている。

鈴木智副委員長

出納整理期間がなくなったということか。

所長

打ち切り決算日が3月31日で出納整理期間がなくなった。

宮下雅志委員

令和元年東日本台風で大きな被害を受けた処理場の復旧スケジュールを見ると、令和4年度以降に高級処理をするとしており、相当な被害を受けたため、簡易処理、復旧工事を経て高級処理までに年数がかかるとのことである。

令和元年東日本台風は100、200年に一度と言われているが、同規模の台風が毎年来てもおかしくない気候になっているため、前の状態に復旧するのではなく、浸水しても電気系統を使用できるものにするとか、災害に少しでも対応できる復旧工事の在り方が必要だと思うが、どうか。

所長

今回、災害査定に当たって原形復旧だけではなく、浸水があったときに重要となる電気関係の設備や、汚水をくみ上げるポンプ設備関係が再度被災しないようにその部分も含めて災害査定で提案した。

しかしながら、今回の被災した原因が河川の堤防決壊であったため、河川の堤防を河川改良で整備することが決まったことから災害査定でその提案が認められなかった。

全国的に河川の氾濫により下水処理場が被災している。このため国では、河川の氾濫による災害があっても下水処理場の必要最小限の機能は確保することを目的に耐水化に関わる事業を始めたことから現在それに向けて基本計画を検討している。

(10月28日(水) ハイテクプラザ)

江花圭司委員

福島イノベーション・コースト構想など浜通り、中通りに偏りがちだと思うが、令和元年度の246社の企業訪問のうち浜通り、中通り、会津の内訳は分かるか。

所長

具体的な数字は後ほど報告したい。

企業訪問については、各技術支援センターがそれぞれの目標達成に向けて活動している。訪問する企業は、相談に来ている企業ではなく、相談に来ていない新しい企業である。

目標は200件であったが実績は246件であった。例年、目標を上回る企業を訪問している。

江花圭司委員

各技術支援センターが満遍なく訪問していることは理解した。

次に、調査資料31ページに依頼試験2,524件、酵母頒布10,845本とあり、調査資料6ページには物品売払収入303,215円とある。本県の日本酒は、全国新酒鑑評会金賞受賞数7年連続日本一になっており、地域振興も兼ねての事業だと思うが、開発費は幾らか。また、酵母の名前について聞く。

所長

調査資料31ページの依頼試験はハイテクプラザ全体の依頼件数になっている。酵母頒布は、会津若松技術支援センターで保有している酵母を求めに応じて頒布しており、毎年約10,000件を超える件数となっている。

依頼試験の費用については、依頼試験や技術相談等に使用する機器の更新、修理、新しい技術の導入などの経費があるが、依頼試験に係る費用の数字はない。また、日本酒についても依頼試験を受けたり、新しい開発をしたとの相談があれば訪問して現場で指導したり、試験の仕方を指導している。

江花圭司委員

企業に足を運んで指導し、こうして酵母を開発して提供していることに感謝を述べる。

次に、ハイテクプラザには日本酒の神様と呼ばれている職員がいるが、次の世代は育ってきているのか。

所長

会津若松技術支援センターには酒、みそに対応している課があり、人材も充実している。トップはよくマスコミに出ているが、次の世代もしっかり育ってきており、各担当が新しい商品の開発を指導できる力をつけている。また、職員1名が大学院にて学位を取り、一層力をつけるため努力している。

荒秀一委員

ハイテクプラザの新たな目標に航空宇宙産業があり、様々なものづくりでは企業と共同で開発することもあると思うが、特許の取得が極めて重要である。

そこで、特許等の取得状況と企業との連携について聞く。

所長

3年前から特許庁が本県に非常に力を入れており、本県の知財を活用した新事業を創生する活動が始まっている。調査では、本県の特許出願数は全国的にはそれほど高くなく、真ん中より下のほうにある。知財の出願確保にもっと力を入れてくなくてはならないと、ここ1、2年でようやく言われるようになってきたが、現在でも共同で開発した技術について一緒に特許を取ろうとしても、企業からは時間がかかるため、特許よりも早く商品にしたいと言われる。

当所としては、全国的な技術競争力には知財の確保が必要であるため、手間がかかっても特許を一緒に取得するように説明しているが、残念ながら特許の出願件数はここしばらく県全体、ハイテクプラザでも少ないことは否めない。これから特許出願の努力をして増やしていきたい。

荒秀一委員

これからは大変な競争の時代であり、まねをされることもある。このため知的財産は技術の上でも非常に大事な分野である。本県は世界を目指しているため知的財産確保の充実を願う。

副所長

先ほど江花委員から質問のあった246件の内訳について説明する。県北57社、県中51社、県南22社、会津49社、

南会津7社、相双29社、いわき30社、県外1社の合計246社である。

佐藤郁雄委員

調査資料34ページに専門職を含めた必要な人員確保に努めていくように指摘されており、調査資料1ページの人員が96人から102人に増えているが、この増えた人員は専門職と理解してよいか。

副所長

昨年7月に南相馬技術支援センターを新設したため、4月1日から南相馬市駐在の事務職1名、技術職の研究員5名が増えた。

佐藤郁雄委員

専門職が増えたわけではないのか。指摘されているように専門職を含めた必要な人員はこれから計画的に増やしていくとのことによいか。

副所長

人員を増やしていくというよりは、人材育成により質の向上を図りたい。

佐藤郁雄委員

企業発掘、開発支援、現場支援とあるが、その内容について説明願う。

所長

開発支援は企業から新しい技術を開発したい、こういった技術を使って周辺製品を開発したいなどの相談を受け、当所の職員と一緒に技術開発して、企業だけで製品にできるところまで形する事業である。

現場支援は開発支援と似たような事業であるが、こういった技術を習得したい、工場でこういった課題があって困っているなどの相談を受けて、企業を訪問してそこで様々な機器の使い方や問題点の洗い出し等を行って支援する事業である。

吉田英策委員

今までの技術支援からこれからは情報技術や新しいエネルギーの開発などハイテクプラザの役割も時代によって大きく変わっていくと思うが、ハイテクプラザの役割についてどのように考えているのか。

所長

ハイテクプラザの役割は県内企業の支援であり、大手企業のように自力で開発したり、設備を持たない中小企業の技術力を向上させ、支援していくことが第一の使命である。そのためには企業からの問合せに対して対応していくだけではなく、世の中の変化に対応し、先導できるような技術を持って中小企業に伝えていくことも非常に大きな使命である。再生可能エネルギー、ロボット、航空宇宙産業など新しい分野も出てきたが、指導する内容が変わるわけではなく、持っている技術をさらに磨いて新しい分野への進出を支援する活動をしているが、中小企業の技術的支援が第一の使命であることに変わりはない。

吉田英策委員

いわき市でも風力発電、太陽光発電の再生可能エネルギーが設置されているが、立地場所によっては住民にとっては大変迷惑なものになりかねない。

そこで、立地も含めた技術的支援はどのように行っているのか。

所長

大規模な施設の立地についてはハイテクプラザが担当ではないことが多いが、住環境や自然環境も含めて技術的にどういった点が大事で、どういった点に気をつけなければいけないなど技術的に必要な要件については積極的に発信していきたい。

なお、場所の選定、そのほかについては別の部署が担当している。

宮下雅志委員

県内企業への支援に取り組んできたとのことだが、震災から地域間競争に勝って復興をしっかりと成し遂げるためには

試験研究機関の充実強化が重要だと感じている。

今、国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想により水素エネルギーに関する設備や研究に要する費用は潤沢にきていると思うが、ハイテクプラザ全体の予算は3億円である。技術革新が相当進んでいる中であって3億円の予算で最新の研究に必要な機械をそろえるのは相当厳しく、中小企業の要望に応えられない部分があるのではないかと危惧しているが、どうか。

所長

本県は東北地方で工業等製品出荷額1位であるが、他県の予算と比較すると必ずしもその額には対応していない。我々もしっかり支援するためには組織を維持するだけでなく、新しい時代に乗り遅れないように対応するためにも設備の拡充が必要だと認識している。

坂本竜太郎委員

目玉の一つであるロボット開発支援についてはどのように取り組み、どのような成果があったか。

所長

ロボットの技術開発について説明する。ロボットは従来の工場で決められた作業を効率よく行うものではなく、今新しく開発しようとしているのは人間と一緒に、また人間が作業することが困難な場所でもロボットが移動して作業できるロボットである。国内では非常に高価なロボットは開発されているが、我々は最終的に地元企業が参加できるロボットの分野の基本的な技術の開発をしている。

従来は耕作放棄地の草刈りを自動化するロボットの開発をしていた。今は福島ロボットテストフィールドで最終的に実証するために開発しているのは、自分の居場所を把握して作業できるロボットである。車にGPSがあるが、これは道幅ぐらいの誤差が生じて細かい作業ができないため、自分がどこにいて、どこに行き、どういった作業をするのか分かるロボットを開発している。しかもそれほど高価でない技術で企業が利用できるものを開発して企業に渡すことを目標に開発している。

坂本竜太郎委員

様々な企業に活用してもらえよう力強く進めてもらいたい。

先ほど荒委員からもあったが、世界に貢献できればできるほど知的財産の問題が出て、瞬く間にまねされては意味がないため、守る部分と稼ぐ部分を両方できるようにしないといけない。特許は時間がかかるのがネックになっているとのことだが、福島特措法により特許庁が出張審査したり、減免されるなど本県に力を入れてもらっているのも、それらをぜひフル活用してもらいたいが、ハイテクプラザで出張審査した事例などはあるのか。

所長

福島特措法を活用した事例はないが、直近の例では会津の伝統工芸である漆塗りに3Dプリンターを使って、凹凸をつけて新しいデザインの製品を一緒に開発した。企業は早く売りたいので、特許の申請をしたがらないが、知財の確保をしっかりしないとよそに持っていかれると説得しながら対応している。また、特許の窓口である（一社）福島県発明協会が同じ建物にあるため、気軽に相談するように進めている。

（10月28日（水） 県中地方振興局）

江花圭司委員

調査資料42ページの狩猟免許の更新件数が、令和元年度は158件で前年度は636件だった。どのような理由によるものか。

県民環境部長

狩猟免許の更新は3年サイクルとなっており、多い年と少ない年がある。時期的な理由で件数にばらつきがある。

江花圭司委員

高齢化を理由に更新者が400名ほど減ったのではなく、更新時期による差であると理解した。

次に、調査資料33ページの空き店舗対策事業は大変うれしい支援制度であるが、空き家とは、何年か誰もいない状態、休んでいる状態との定義などがあると思う。また、支援を受ける側は、空き家になったらすぐに違う人で店を再開してほしいと望んでいる。この制度に関する定義、使い勝手や意見を聞く。

企画商工部長

活力ある商店街支援事業では、空き店舗の家賃補助を行っている。空き店舗の期間等については定義していない部分もあるが、本来の商店街の活性化を図る趣旨がある。制度を活用してもらうことで家賃支援を行っている。

江花圭司委員

毎年、向こう三軒両隣が空き店舗になっているような商店街がある。空き店舗を活用したい人が、すぐに借りて営業できるようにできれば地方が空洞化する。使い勝手の悪さや使い道のよしあしが原因で、空き店舗街になってしまっはよくない。空き店舗の定義を見直すなど、使い勝手よく連続、継続して借りられるような支援制度にするよう願う。

次に、調査資料の22ページ、大規模小売店舗立地法の届出数で、新設2件、変更14件とある。変更の理由は台風第19号の影響などか。

企画商工部長

変更の届出数については、台風の影響との関係は分からないが、法令に基づき手続を行ったもので、例えば代表者の変更などである。

佐藤郁雄委員

調査資料20ページの定住・二地域居住の推進について、また新規高卒者の地域定着について、それぞれの令和元年度における取組、成果や効果について説明願う。

企画商工部長

まず、定住・二地域居住の推進については、平成29年度から局内に移住コーディネーターを配置し、県中管内への移住の推進に努めている。具体的には、コーディネーターによるセミナーでの相談会を開催したり、移住希望者の現地体験ツアーを実施した。また、移住者に対するモニタリングとして、県中管内4市町村でアンケート調査を実施した。さらに、移住後の支援として移住者交流会も開催した。成果としては、79世帯109名が移住した。

次に、新規高卒者への支援についてであるが、求人要請活動としてハローワークや関係市町村と共に商工会議所や商工会などの経済団体に対して、早期の人材確保や求人票の公開を求めた。新規高卒者を対象とした就職面接会も開催した。成果としては、就職内定率が100%で、そのうち県内留保率は87%だった。

荒秀一委員

県税の収入未済の状況について聞く。大変な苦労があることは地域柄特徴と思うが、種々努力を重ね高額滞納者対策検討会を実施しながらも、前年度より滞納額が増えている理由は何か。

県税部長

大きな要因は2つある。ここ数年、国税調査により複数年課税になる案件の滞納が増えていることと、令和元年東日本台風による申告納付期限が延長により滞納整理に費やす期間が短くなったことが挙げられる。

荒秀一委員

そのような状況や地域の特徴があると思うが、高額滞納者対策検討会の状況、高額滞納の件数や改善の見込み等について説明願う。

県税部長

まず、高額滞納者対策検討会についてだが、2か月に1度開催し100万円以上の高額滞納者に関して検討を行っている。

また、100万円以上の高額滞納者は24者である。当部としては、この検討会で滞納整理の進め方等についての方向性を定め、取り組んでいる。

荒秀一委員

収入未済額が増えている大きな理由に、国税調査による複数年課税の案件で滞納が増えていることや水害の影響が挙げられたが、大変な苦勞の跡が見える中、全体的に改善や圧縮の余地は見えているとの理解でよいか。

県税部長

まず、水害による収入未済額の増については、対応が後ろにずれているだけであるため、継続的に財産調査等を綿密に実施しながら、滞納整理を進めていく。

次に、国税調査による複数年課税の案件については、高額滞納の相当数を占め、既に課税され滞納になった段階で、法人の実態がない業者がほとんどである。この種の案件は、残念ながら、将来的には滞納処分の執行を停止し不納欠損になるものと考えている。

吉田英策委員

調査資料の47ページの一般廃棄物対策費について聞く。一般廃棄物処理施設への指導実績として立入検査件数が記載されているが、民間施設の1件については、どこの施設でどのような指導内容だったのか。

県民環境部長

立入検査を実施した民間施設は、小野町に所在する一般廃棄物処理施設である。

また、一般廃棄物、産業廃棄物の処理施設とも、毎年定例的に廃棄物の排水状況等を調査しており、環境省の運営基準等に照らし立入りで問題の有無を検査する内容である。

吉田英策委員

49ページの化学物質対策費の中に一般廃棄物最終処分場の調査実績があるが、対象は同じ事業所か。

県民環境部長

そうである。

吉田英策委員

調査結果では、有害物質に関して異常はなかったのか。

県民環境部長

異常は見受けられず、基準に適合しているとの結果だった。

吉田英策委員

いわき市は、小野町の民間一般廃棄物処理施設の下流域にあって不安があるため、今後とも厳正な指導や調査を願う。

次に、54ページの処理状況調に関して、不適切な事務処理防止の観点から聞く。あらゆる部署において人為的なミスや不十分なチェック体制などをなくすため、事務処理能力を向上させるよう意見を出したが、県中管内ではどのような努力をしているか。

出納室長

職員の事務能力の向上についてだが、当室では管内の49公所全てを対象に、会計事務職員向けの研修会を行っている。今年度は新型コロナウイルス感染症の関係で7月にずれ込んだが、通常は新年度早々に開催している。財務規則の改正等に伴う制度的な内容のほか、出納室に会計事務書類を持ち込む際のチェックポイントを、現場や現地の実状に即して伝えるなど、実際の事務処理に沿った指導をできるだけ丁寧にするよう心がけている。

また、通常持ち込まれる書類の審査を通じて、制度理解が乏しいようなことがあれば、何に基づき何を見れば分かるということも、その都度丁寧に返している。

ほかに、財務事務検査を行うが、研修による指導、通常の審査を通じた指導、各公所に出向いて行う指導という3点を丁寧に実施しながら働きかけを行っている。

吉田英策委員

様々な個人的ミスの防止やチェック体制の強化という課題に対処するために、内部統制制度が導入されたと理解してい

る。この制度ではどのようなことに取り組み、何がどう改善されていくのか。

また、今年4月に導入された制度であるため、今後のことになると思うが、振興局としてはどのような効果が現れると考えているか。

出納室長

振興局内の内部統制の取組と、管内に制度をどのように定着させていくかについては答え方が違ってくるが、調査資料記載のセルフチェック表は、これまで取り組んできたもので、年2回以上の定期的な支払案件について、各公所が一覧表を作成し、その時期に適切に支払われているかを担当や管理職も含めて共有し、指導する、チェックする内容となっている。内部統制制度が始まる前は、この表を出納室に提出し、出納室も確認していたが、各公所内で行うこととなった。

内部統制制度が始まってからは、リスク評価シートにより四半期ごとのチェックも各公所に依頼している。リスク評価シートでは陥りがちなミスがあらかじめ洗い出されており、管理職から担当者までそれを見ながら、四半期ごとにしっかりと守られているかをチェックする体制になっている。

また、出納室としては、財務事務検査で出向いた際に、その時点の最新のリスク評価シートを点検し、未達成の部分については申告があるため、具体的にどう取り組もうとしているのか、ヒアリングによりできる限りの助言を通じて関わっている。

来年4月には初めて、1年間チェックされた全公所分のリスク評価シートが提出される。出納室では、財務事務検査や通常の審査を通じて、各公所の自己評価シートに実際とは相違している記載があれば、仮に丸をつけてきても、丸とは認められないという評価をする立場になっている。そのようなやり取りを経て、出納室としての最終評価を確定した後は監査委員事務局へ提出し、さらにまた県全体の評価が行われる仕組みとなっている。

ミスが起りやすい事案を事前にチェックする、そして財務事務検査や評価シートの取りまとめの際に評価の相違についてやり取りしながら、内部統制はさらに確実に根づいていく仕組みと受け止めている。

宮下雅志委員

復興支援・地域連携室員会議の取組について聞く。振興局長からは、未解決事案の進行管理のほか、地域課題や解決事案の共有により課題の掘り起こしや支援の横展開に努めてきたとの説明があった。やはり振興局は、現場に近く地域の中にあることから、地域課題の解決という非常に大きな役割を担っている。

地域課題を解決するためには、課題を共有する点での横展開も必要だが、やはり決定権のある本庁と積極的かつしっかりと連携していくことが非常に重要なポイントである。

この点において、令和元年度はどう取り組み、どのような成果があったか。

局長

まさに今、委員指摘のとおり多様な地域課題がある。これらについては、出先機関限りで解決できるもの、また本庁と協働連携しながら対応していくもの、さらに本庁を含めて国への要望が必要なものと様々であるが、まずは出先機関で十分に情報を共有し、出先機関で対応可能なものについてはしっかりと解決して進行管理をしていくよう会議を運営している。

なお、本庁につないだ案件については、今どういった状況にあるのか、課題を確認した市町村にどのように返していくのかを含めて取り組んでいる。

宮下雅志委員

ややもすれば、課題を抽出できず、結局のところ政策的に補助事業など様々に取り組んでいるだけで終わってしまっただけではよろしくない。目指すべき成果をしっかりと共有し、それに向かって一歩でも前に進めるよう、本庁とも連携しながら取り組んでほしい。ぜひその辺りも意識して、今までの取組を継続願う。

次に、補助事業について聞く。調査資料54ページに、補助事業についてはその必要性について不断の見直しを行うことや、事業計画を精査し効率的・効果的な事業執行に努めるとの記載がある。これは非常に重要な視点だと思っている。

サポート事業については、県北管内で不正受給の問題があり、かなりナーバスになっている感があるが、事業選定の側でも再発防止は当然で、慎重に処理しなければならないため厳しくチェックしてほしい。

それは当たり前のこととはいえ、過度にリスクを考えてしまうと、その事業の熟度というか作文の上手な団体が採択されやすい傾向があるのではないかと感じている。そもそも、補助事業には政策目的を達成させるという視点があり、事業の中身が大事であって、行政目的としっかり連携させ、文章などで足りていない部分にはある程度寄り添いながら、本県の施策として進めていくために、本当に必要な事業を拾い上げていく意識が必要と思う。

補助事業では、やはり書類作成が上手で、何となく安心して任せられる半ばプロのような団体が毎回採択される傾向になりかねない。

政策目的の達成との意味においては、そのような視点を前面に出してほしいと思うが、令和元年度にはどのようなことに注意を払い取り組んだか。

企画商工部長

補助金全般についての質問として聞いたが、その一例としてサポート事業の取組や対応について説明する。

令和元年度についても、年度当初の事業開始に向けて、事業者あるいは地域づくり団体からの申請を受け付けて、内容を精査した上で交付手続を取っている。委員指摘のとおり、なかなか熟度が高まらない部分もありながら、地域づくりに取り組みたいとの思いは十分に酌み取り、ヒアリング等を通じて文書が整えば交付決定につなげている。交付決定の後は、振興局の職員が随時、現地調査や実施状況を伺い会計処理がどうかも含め、なるべく多く現地に赴き動向把握に努めている。

また、各地域づくり団体の活動もさることながら、団体同士の横のつながりも非常に重要であることから、昨年度はサポート事業の実施団体による成果発表の場を設けて活動の参考にしてもらうなど、ネットワーク構築につながる取組も行っている。

さらに、翌年度の申請に向けては、事前に事業内容を十分に周知し少しでも取組の検討に資するよう配慮している。

今後とも、各地域づくり団体の活動が円滑に進むよう支援していく。

（10月28日（水） 県中建設事務所）

江花圭司委員

中通りと会津地方をつなぐ国道118号の鳳坂峠については、かねてから要望がある。令和元年度には東日本台風があったが、この箇所工事進捗と予算の確保具合はどうか。

所長

鳳坂工区の進捗状況についてだが、まずトンネルは延長2,538mのうち、現時点で約1,700m掘削しており順調に進んでいる。

また、(仮称)羽鳥大橋については、上部工及び下部工の発注が済んでおり、今のところ2020年代前半の完成を目指して整備を進めている。

江花圭司委員

昨年度は台風の影響もあっただろうが、予算を要望し十分に確保できたと思う。今年度、予算要望額が幾らになるかはまだ確定していないかもしれないが、災害も踏まえて順調に進捗、推進できるように予算要望を願う。

荒秀一委員

令和元年東日本台風により、一部の事業を翌年度に繰り越したとの説明があった。繰り越した事業については、従前の計画どおりの進み具合なのか。

所長

昨年度は、復興・創生事業を進める中、台風第19号の影響により台風関連業務に専念したため、一部の工事を翌年度に繰り越した。そのため、繰越額が多い状況で課題等は地域によって様々あると思うが、施工受注業者の環境整備として債務負担行為の設定や、繰越事業の進捗を図るため現場状況について建設業者等の意見を聞きながら、きちんと進められるよう努めていく。

佐藤郁雄委員

県営住宅使用料及び復興公営住宅使用料について聞く。調査資料18ページには収入未済額が計上されており、70ページには毎年2回納付督促促進月間を設けたり、夜間の戸別訪問も実施しているとの記載がある。先ほどの説明では、収入未済の理由が収入減や行方不明、また保証人も交渉しているとのことだったが、納入の見込みはどうか。

総務部長兼総務課長

未納収入の者に関する債権は、状況を踏まえてランクづけし管理している。例えば、返済計画の確約があり1年程度で返済可能な者は最上ランク、行方不明や死亡で保証人もおらず完全に連絡がつかない者は一番難しいランクというように、8段階に区分し適切に管理している。

なお、いつまでに完済できるかについては、各者の生活状況により具体的かつ明確には見込めない部分がある。

佐藤郁雄委員

行き先も保証人も分からない状況になってしまえば、そういうことだと思う。

通常、入居に当たっての保証人は何人か。

行政課長

通常は1人である。ただし、今年度からは保証人が不要となり、緊急時に連絡を取れる者を2人指名してもらう。

佐藤郁雄委員

保証人制度がなくなったことは分かっているが、使用料をきちんと確保できる体制は組まれるのか。

総務部長兼総務課長

指定管理者である県営住宅管理室と、常に連絡を取り対応している。

吉田英策委員

復興公営住宅での滞納についても言えるだろうが、まず、行方不明や死亡の場合の対応はどうなっているか。

次に、現在はほとんどの県営住宅が指定管理者による管理だと思うが、指定管理者だと入居者の要望が直接県に届かなかったり、すぐに反映されなかったりするとの話をよく聞く。県と指定管理者との関係はうまくいっているのか。

総務部長兼総務課長

まず、2番目の指定管理者との連携について答弁する。県建設事務所では、家賃や駐車料などの納付に関する債権管理を行っており、毎日連絡を取って対応している。

それ以外に、建物の不具合や修繕等が必要な場合については、常に建築住宅課と連携し適切な対応を取っている。

次に、行方不明等の場合については、捜索がなかなか難しく、最終的には不納欠損処分になると思う。

吉田英策委員

入居者の中には、家賃は当然に納めても、共有部分のいわゆる共益費を滞納する者がおり、そのため全額納入されない問題もあるとのことである。ほかには、駐車場代、下水道料金の滞納など様々な悩みを抱えている入居者はいるが、そうした入居者にはどのように対応しているか。

行政課長

指定管理者へ県営住宅の共益費について相談があった場合は、県営住宅管理室長が滞納に関する話を聞き説明をしながら、納めるような方向で指導している。

共益費については、入居説明会のときに家賃以外にも負担すべき経費があることをきちんと説明しているが、金額等については各団地の自治会に話をするため、徴収や算定の仕方が若干違うところもあり相談にくると考えられる。

吉田英策委員

共益費については家賃と一緒に納入させてほしいとの意見も多く聞くことから、ぜひ指定管理者との連携で、その辺りも入居者の不利益にならないよう対応願う。

昨年の台風第19号により郡山市では、逢瀬川の越水、谷田川での堤防決壊、工業団地の浸水など、本当に甚大な被害が出た。工業団地から撤退する企業があることも聞いている。

工業団地や市街地で堤防が決壊した箇所については、コンクリート張りの強固なものにしてほしいとの意見も出されている中、その箇所のみを強固にするとかさ上げをすとか、修復工事の規模や基本的な考え方を聞く。

企画管理部長

昨年度の台風第19号以降、河川については、被災箇所を含め河道掘削により流量を確保できるよう土砂撤去作業を行っている。

また、台風第19号の際、土羽だった天端が越水によりえぐられ堤防の決壊を招いたことから、補強工事として天端の舗装を進めている。

こうした台風等に対応できる施設、安全・安心を確保できる環境づくりに取り組んでいる。

吉田英策委員

郡山市内でも甚大な被害が発生した。いわき市でも夏井川水系に大きな被害があった。

住民から住民目線での河川改修を進めてほしいとの要望が出されているため、住民の立場に立った改修を願う。要望とする。

佐藤郁雄委員

県営住宅使用料の滞納については、1～2か月、数か月の者もいるが、どのような仕組みで督促しているのか。

総務部長兼総務課長

現在の滞納事務処理においては、納付期限日後～1か月以内の未納の場合、まず指定管理者が督促状を発布する。納付期限日後1～2か月を経過した場合は催告状を発布し、訪問による催告も継続して行っていく。

佐藤郁雄委員

つまり、滞納期間はほぼ2～3か月で、長期間はないとのことか。

総務部長兼総務課長

生活苦の者は長期間の場合があるが、収入を得ている者であれば遅れても2か月以内には納めているような状況である。

佐藤郁雄委員

行方不明者は、どのくらいの期間滞納しているのか。

鈴木智副委員長

8段階の分類基準と階層別の割合や分布の分かる資料を、後日で構わないが提出は可能か。なお、個人情報不要である。

行政課長

可能である。

鈴木智副委員長

それでは各委員に諮る。ただいまの資料要求について異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智副委員長

異議ないと認め、それらを委員会の参考資料とするので、整い次第、議会事務局へ提出願う。

宮下雅志委員

建設事務所では大変な仕事を担っており、また非常に計画的に進めていると理解している。予算がつけば何のことはな

く、どんどん進捗していくであろうが、なかなか思うように予算がつかないこともあり、それなりの苦労があると思う。

管内市町村からは、道路整備や土木施設の改良などの様々な要望を受けているだろうが、全てに応えていくことはなかなか難しい。事業化されていない内容の要望が多々あったりするとなおのことである。

まずは、市町村からの要望は、現場からの声としてしっかりと対応しなければならないと思うが、令和元年度はどのような状況であったか。

所長

現在、復興・創生事業、災害復旧事業、防災・減災対策事業等、かなりの事業費を抱えながら取り組んでいる。そのほか、地元からは多くの箇所の道路整備を含めて、たくさんの方の要望がある。

昨年度も例年同様、年に一度のまちづくり意見交換会を含め、管内市町村長等からの意見を聴き要望等を受けている。しかし、個別様々な事業はあるものの、かなりの路線数について要望されるため優先順位をつけて対応せざるを得なく、また予算的にも全ての路線では厳しい状況でもある。そのため、要望には100%応えられていないが、地元に対しては諦めないよう要望を受け取った上で、他工区の終了状況や本庁への要望の中で引き続きしっかりと対応することや復興・創生事業等の状況も踏まえて対応していく旨を説明している。

宮下雅志委員

全ての要望に応えることは当然無理だとしても、市町村等からの要望は危機的あるいは命に関わる内容など、地元でなければ分からないものもあると思う。

建設事務所は現場に近い位置にあることから、そうした実状をしっかりと本庁に伝えてほしいし、所長からはそのように取り組んでいるとのことであったため、地元の立場に立って引き続き対応願う。

次に、県有施設における再生可能エネルギー・省エネルギーへの取組状況について聞く。県では、再エネ・省エネ推進建築物整備指針を策定し、建築物における再生可能エネルギーの導入と省エネルギーを推進してきた経緯がある。令和元年度には県中管内の県有施設でどのような取組が行われたか。

建築住宅部長

須賀川土木事務所において、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化工事を行った。当時としては東北地方初の事例であり、その取組や考え方を市町村や民間施設に波及させるため、本庁の営繕課が主体となって進めている。

また、県営住宅では省エネの断熱化工事を実施しており、引き続き取り組んでいく。

宮下雅志委員

土木委員会に所属していたとき、建設予定の復興公営住宅に再生可能エネルギー設備が全く整備されないという事態が設計段階で分かり、指摘したことがあった。結果として、県全体で再エネ導入を積極的に推進していくため、新築の建築物には再エネ・省エネをきちんと導入するよう動いてもらった。

近く、新しい郡山合同庁舎が建設される。施設整備に当たっては、地元のみである建設事務所から、再エネ・省エネをしっかりと導入するように働きかけを願うが、どうか。

所長

再エネ・省エネは、これからの時代の一つの潮流であり、建築時期も含めてしっかりと要望していく。

坂本竜太郎委員

昨年度は、あれほどの災害が昼夜を問わず同時多発的に起こり、被災箇所も多くなると、特に土木事務所においては人員の限界があり相当な苦労があったと思う。職員が多いほど対応はしやすくなるだろうがそう簡単にはいかず、目いっぱい状況で災害査定も年を越すまで終わらなかった現実がある。

昨年度のこうした状況を踏まえて、人員配置の在り方や現状を説明願う。

所長

昨年10月に災害が発生し、しかも大規模だった。その対応は、査定の準備もあるが、真っ先に河川決壊箇所土のうを

積まなければならないなどの応急処置を含め、最前線にあるのは土木事務所で、管内に3事務所あるが大変に苦勞した。

その中で、やはり人員対応についてであるが、当所職員を総動員し、例えば企画調査課の職員を各土木事務所に派遣しての応援や手伝い、あるいは土木部全体としては他の建設事務所からの応援を受けるなど、発災直後の体制確保には速やかに対応したところである。

もう一つ大事なこととして、やはり現地調査も含めた査定の準備については、地元のコンサルや施工業者も含め、通常業務を一時ストップしながら災害対応に注力できるようにした。そういう意味では、いかに人員を適切に配置確保するか人的資源をどうするかが、非常事態における一番で最大の課題だったと思う。

その後は、当所にも他県からの災害派遣があり、現在は大阪府から3名、大分県から1名の計4名が勤務している。そのような派遣体制を組みながら対応してきたのが実態である。

また、査定後は工事の実施に向けて人手が足りない状況も生じたことから、発注者支援等を含めて、アウトソーシングが可能な業務は外注しながら対応し進めている状況である。

委員指摘の人員配置に関しては、教訓として今後に生かしていきたいと思う。災害が発生しないことを望むが、非常事態の際にはこうした経験を生かしながら対応していければと思う。

坂本竜太郎委員

健康に十分留意の上、引き続き頑張ってもらいたい。

(10月28日(水) 矢吹病院)

佐藤郁雄委員

矢吹病院はDPA T(災害派遣精神医療チーム)を何チーム持っているか。

副院長

本病院は県の先遣隊と位置づけられている。DPA Tは医師1名、看護師3名、業務調整員2名の構成になっており、DPA Tの訓練等を受けた職員が複数名いるため、訓練を受けた職員を派遣する。

佐藤郁雄委員

DMAT(災害医療チーム)は講習会を受けて医師などの構成員を登録するが、DPA Tは構成員を固定しないのか。

事務長

先ほど説明した医師1名を含む6名については、国の先遣隊研修を受けて登録した人数である。ただそのほかにDPA Tの研修を受けている看護師等もいるため、柔軟に組み合わせながらDPA Tを派遣していきたいと考えている。

佐藤郁雄委員

医療観察法病棟について説明願う。

事務長

医療観察法病棟については、平成17年7月に施行された医療観察法という法律があり、心神喪失等の状態で殺人等の重大な他害行為を行った者について入院させて多職種による治療と評価を保護観察所と連携して行い、社会復帰を目指す制度である。

佐藤郁雄委員

過去に殺人などをした者に医療観察法の基に病床数6床を設けるとのことだが、職員の安全面は確保されているのか。

副院長

セキュリティー対策が非常に重要である。ハード面でしっかりセキュリティー対策を行うとともに、さらにその運用に当たっては職員に研修を行って安全性を確保した上で開始する。そのため運用を始めるまでには我々も努力してできる限りリスクを下げる必要がある。

これは本病院にとっても初めてのことであるため、運用当初には様々な問題が生じる可能性はあるが、病院だけの問題ではなく、地域社会からの承認を得なければいけない。現段階では、そういったリスク等に関して我々がきちんと対応することを地域社会に説明して承認を得ている状況である。

委員指摘のとおり運用当初には様々な問題が生じる可能性はあるが、我々がきちんと対応してできる限りそういった問題が起こらないようにしていく。

佐藤郁雄委員

調査資料16ページ、病院事業収益の給与費が78.5%とかなり高いが、これは医師の人数が多いことによるものか。

事務長

確かに人件費率が非常に高いのが現状である。医師の人件費が高いこともあるが、全体的に看護師を含めて民間と比較すると若干高くなっている傾向にある。

今後、人件費率を下げるため収益を上げなければいけない。このため、収益を上げる方策、入院患者や外来患者の確保の方策を各セクションから募り検討を行っており、新病院に向けて取り組んでいく。

荒秀一委員

震災当初の相馬地域は、精神科の医師が少なく、ほかから来た医師を中心に支援していたので、公的病院で対応していくことに感謝する。

令和元年度に子供たちの震災ストレスによる鬱等の通院、入院はあるか。

副院長

現在、児童の入院はほとんどない。

将来的には新病院を整備する中で若年者、児童の入院治療についても充実させていきたい。

荒秀一委員

これは大変大事なことなので我々もしっかり応援していきたい。

私も保護司をしており、保護観察の動きもよく分かるが、一方で住民が心配しないように理解を得ることも大事である。例えば、福島市の福島自立更生促進センターは住民の理解を得るために非常に苦勞した。新病院については住民からの理解を得ているとの説明であったが、説明会等は開催したのか。

副院長

医療観察法病棟の整備についてはかなり以前から案が出ていた。私がこの病院に来て10年以上になるが、その頃からこの計画はあった。当初は地元から刑務所のような迷惑施設が設置されるのではないかとの声もあったが、説明会等を開催して、リスク管理や地域社会に対する影響について丁寧に説明した。

その結果、少しずつ地域住民の理解が深まり、それによって新病院に新たな機能を加えることの理解が進み、地域から承認されるようになった。ここに至るまでは何度も説明会を開催して地域の理解を得ることができた。

吉田英策委員

新型コロナウイルス感染症の影響で入院、外来の患者が減っているものの、精神医療に対する需要は多いと思うが、患者に変化等はあるのか。

事務長

新型コロナウイルス感染症の影響については、入院患者、訪問看護、デイケアは減っているが、児童思春期外来は減っていない。訪問看護の担当によれば、本人または家族が高齢者の場合はやめたいとの申出があり、新型コロナウイルス感染症を警戒している。

また、患者の地域移行が進んでいるため、地域に移行した患者をサポートする訪問看護ステーションを平成29年に開設した。県内の児童相談所に調査すると問題行動の多い児童がたくさんいるが、児童思春期病棟は非常に少ないため、サポートを必要としている人をしっかりサポートするのが公的病院の役割と考えている。

吉田英策委員

アウトリーチは地域、保健師、看護師等が訪問して様々な相談に対応する大変な仕事だと思うが、患者との対応で苦勞していることがあれば聞く

事務長

アウトリーチについては年々件数が減っている。

アウトリーチは次の治療につなげることが大きな目的であり、例えば治療を中断している患者や、精神的な障がい疑われる患者を訪問して治療等につなげている。アウトリーチを行っている職員からは「行ってもなかなか会えないため、何度も何度も行かなければいけないケースも生じている」と聞いている。

アウトリーチについては市町村等と連携して訪問しているため、市町村でも対応に習熟してきているが、市町村や地域包括支援センター等と連携を進めながらそういった患者を次の治療につなげていきたい。

宮下雅志委員

新たな計画を基に様々な機能がフル稼働することになってくると思う。

令和元年度は児童思春期外来の患者が大幅に増えたとのことであるが、今の体制で相当な苦勞もあったと思う。様々な機会に矢吹病院を訪問しているが、大変な状況の中で相当な苦勞をして仕事していると実感している。

そのような中で新たな病院に生まれ変わって新たな機能を強化していくとのことなので、全ての機能を完璧に機能させて成功を収めてもらいたい。

4年12月の開院に向けて配置計画など様々なあると思うが、机上の計算だけでは現場との乖離が生じるリスクがある。

そこで、児童思春期外来が4,000名を超えたことも含めて、今の業務の体制は新しい病院の整備にとって重要な情報であるため、令和元年度の業務において今後の新しい病院に向けて改善点につながるようなことがあれば聞く。

事務長

児童思春期外来の件数は非常に増えており、平成24年度から比べると飛躍的に増えているため、常勤だけでなく、県立医科大学から非常勤の医師2名や、東京の大学から来てもらっている。

件数が増えている中で診察までの時間が延びたが、単に待っているだけでなく、精神保健福祉士、公認心理師による医療スタッフによる事前面談により様々な問題点の整理や事前支援を行っている。

児童思春期医療については医師の確保と公認心理師や精神保健福祉士の医療スタッフが充実しなければ難しいと感じている。児童思春期医療は、児童相談所、学校、家庭などとの様々な調整があるため、医師だけではなく、医療スタッフが一緒になって行って初めて充実した児童思春期医療になることから、医療スタッフの充実に向けて協議をしている。

副院長

今、宮下委員から新病院に対する期待と励ましの言葉をもらい大変ありがたい。我々もそういった期待に応えるため、医療の水準を上げるべく職員一人一人が自己研さんを積む必要がある。今もそういった視点から各種の研修会等を開催している。医療が標準レベルに達していることが必要であり、さらにそれを高めるために取り組んで、新病院でそれを発揮できるように努力していきたい。

宮下雅志委員

先ほど人件費の比率が高いとの話があったが、副院長から説明があったとおり医療の内容をしっかりと確保することが大事である。その前に人件費のことを考えると、どうしても配置が薄くなる判断にならざるを得ないと思うので、医療の内容をしっかりと確保していくことを大前提に議論願う。

今の配置計画では不十分なことも出てくると思うため、本日、同席している病院局とその辺りをしっかりとすり合わせ願う。

(10月29日(木) 県南地方振興局)

江花圭司委員

調査資料の23ページ、16番のサポート事業について聞く。自転車活用推進法が施行され、本県でも自転車活用推進計画を策定し施策を進めているが、県内でも東白川地方のサイクリングロードやサイクリングルートはモデル的だと感じており、国からの交付金を活用してブルーラインや矢羽根などを設置していくことと思う。

その際、建設事務所とは連携しているか、また東白川サイクリング推進協議会では自己資金で賄っているのか、国の補助を受けているのかなどの点について説明願う。

次長

建設事務所との連携、同協議会での資金の調達等については把握していない。

江花圭司委員

調査資料の22ページ、14番の事業では埴町でもサイクル・ツーリズム推進事業を実施している。いずれも東白川郡のサイクリングルートに関する事業で、広域的にしかも県内では先駆けのモデルとなっている。

コロナ禍で自粛ムードの中だが、サイクリストは非常に増えている。国や同じ県の機関である建設事務所と連携し、また資金調達もしっかり行って本県のモデルとなしてほしい。

会津地方でもサイクリングルートやサイクリングロードの整備を進めている。ぜひとも東白川地区がモデルとなり、さらに横展開されるよう期待する。

佐藤郁雄委員

定住・二地域居住促進の取組と新規高卒予定者の早期就職内定の支援について、それぞれの実績や成果の詳細を説明願う。

次長

まず、定住・二地域居住の取組については、移住コーディネーターによる移住希望者からの相談対応、移住等に関する情報発信、また移住後の定着に向けた支援などを行った。

定住・二地域居住相談所であるラクラスしらかわにおいては、セミナーの開催、交流拠点づくりなどを行い移住促進を図った。

なお、令和元年度には、56世帯67名の移住実績があった。

次に、新規高卒者の就職状況や雇用の確保については、白河地区の経営者協会や商工会議所などの管内経済団体に対して、白河公共職業安定所、教育事務所、白河市町村会、東白川町村会と連携し要請活動を行った。

あわせて、管内の企業に対しては企業訪問の際に個々に要請をした。

なお、令和2年3月現在の内定率は99.7%で、県内留保率は85%だった。

荒秀一委員

市議会議員の折には、県と市町村との連携は大きな課題との認識で臨んできたが、振興局長から説明があったように、県南地方においても市町村との連携については非常に重きを置いて進めていると理解した。

昨年は、令和元年東日本台風による災害が発生するなど、様々な苦労があったと思うが、県南地方の特徴、市町村との連携についてさらに踏み込んで説明願う。

次長

まず、地域の特色だが、首都圏に近く高速交通網によりアクセスに優れているなど、地理的優位性に恵まれている。豊かな自然、歴史的文化遺産や、伝統行事も多数残されている。

エリアは、公共施設やアクセス整備が進む白河市、人口増加が見られる西郷村と比較的勢いを感じられる西白河郡、西白河郡と経済圏を異にし人口減少の進行が深刻な東白川郡に分かれている。

また、地理的優位条件から、輸送用機械や半導体、医療機器産業など製造業を中心としたものづくり産業が集積している。

なお、継続した人口減少、また若年層の流出や高齢化の進行による企業の人材確保、特に小規模事業所の事業継承の支援、地域の担い手不足などの課題が挙げられる。

災害等に関する連携に関しては地方災害対策本部があるが、昨年度の具体的な取組では、台風第19号の際に各所属の代表者により災害リエゾンを構成し、発災当初から各市町村へ赴いて市町村への情報提供や要望聴取などの活動を行った。持ち帰った情報は、災害対策本部、地方本部を通して県本部に上げ、上局から課題解決に向けた対策等の対応を図る体制を取った。

今年度からは、台風第19号での反省を踏まえ市町村との連携をより密にするために、復興支援・地域連携室員をその担当市町村の災害担当リエゾンに充て、職員間の連携、顔の見える連携を一層強化し対応している。

荒秀一委員

県と市町村の連携は、県政運営上も極めて大事だと思うし、職員の苦労にも敬意を表したい。

先ほどの振興局長の説明では、定期的に市町村を訪問している、また首長等との意見交換を行っているとのことだったが、頻度はどれくらいか。

また、事案ごとあるいは担当を決めての訪問や、県あるいは市町村が中心になり、時には双方一緒の場合もあると思うが、そのような点を説明願う。

次長

市町村長との連携については、まず復興支援・地域連携室員が市町村の繁忙期である8、12、3月以外の月に市町村へ赴き、各地域の課題、要望等を聞き取っている。また、月に一度定期的に、西白河地方市町村会・町村会や東白川地方町村会で各市町村長と振興局長が意見交換をしており、県からの情報提供や市町村の課題を直接聴取するなどの対応を取っている。

吉田英策委員

振興局長が、市町村長との意見交換を定期的に行い問題解決に取り組んでいることがうかがえたが、県南地方は山間部が多いこともあり、人口減少や様々な問題を抱えていると思う。

市町村からは県に対して、具体的にどのような意見や要望が出されているのか、特徴的な内容があれば詳細に説明願う。

次長

人口減少対策や産業対策に関することのほか、昨年度では台風第19号による被災のことや災害復旧に係る取組などについての意見もあった。

また、現在では、新型コロナウイルス感染症に関する話題がほとんどを占めている。感染症対策、経済状況の悪化あるいは影響を受けた業種などへの対応、さらに発熱外来や地域外来等の設置、複雑で分かりにくいような支援制度の詳細な内容などについて、振興局長から市町村長へ直接情報を提供し意見交換も行っている。

吉田英策委員

引き続き、市町村長からの様々な相談に綿密に応えながら、問題解決に取り組むよう願う。

次に、環境保全問題について聞く。この地域は、関東圏や首都圏に近いこともあり、産業廃棄物の不法投棄や処理施設の監視が重要な課題になっていると思う。調査資料37ページの不法投棄監視員等による巡視回数は年延べ816回で、平均すると2～3回/日の頻度となる。

令和元年度における産業廃棄物や不法投棄の問題に関して、詳細に説明願う。

県民環境部長

県南管内においては、不法投棄の通報等の総数は296件である。

内訳は、産業廃棄物が10件程度で、残りは一般廃棄物のため対応市町村へ情報提供した。

吉田英策委員

公害対策関係では、大気汚染や水質汚濁などを防止する取組があるが、工業団地への進出企業などに対する大気汚染防止等の公害対策にどのように取り組んできたか。

県民環境部長

まず、環境大気に関しては、白河、矢吹、棚倉の各測定局に測定器を設置し、常時監視している。

次に、大気汚染防止法に基づく大気発生源の監視指導として、令和元年度にはばい煙発生施設の調査指導等を22事業所で行った。

また、特定粉じんを排出する場合は作業前の届出が必要で、現地での立入検査を行うが、同法に基づく特定粉じん排出事業場への立入調査として同じく12件行った。

そのほか、一般環境大気やアスベストの調査としては、定時、白河局でアスベスト濃度を測定しているが、令和元年度には基準を超える異常値はなかった。

吉田英策委員

大気汚染や一般廃棄物の件に関して、前年度比較での増減など推移について説明願う。

県民環境部長

推移という点も難しいが、定時、継続的、経常的に検査を実施しているものと、計画的に立入検査をするものがある。計画的に実施するものは、前年度と事業所数はほぼ変わらない。

なお、特定粉じん排出事業場調査については、届出数により増減が生じる。

坂本竜太郎委員

首都圏から近距離にあるためか、県民税も事業税も40億円超の税収になるなど相当の額であり、徴収率もなかなかよい成績だと思う。

一方、同じ理由でゴルフ場利用者は多いと想像するが、細部を見るとゴルフ場利用税に収入未済があり気にかかる。ゴルフ場の見解や対応に影響されると思うが、令和元年度の現状やこれまでの傾向について説明願う。

県税部長

県南地域にはゴルフ場が結構集積しているが、やはり東日本大震災以降は利用者数が減少し、ゴルフ愛好家も高齢化するなどして年々右肩下がりで推移している。そのため、ゴルフ場自体も経営環境が厳しい状況にあり、滞納の案件についても、やはり経営が思わしくなく納入が恒常的に遅れ気味になっている。内訳は、繰越し分1社、現年課税分1社である。

ある時点をきっかけに、資金繰りが悪化し事業を廃止して連絡がつかなくなった事例もある。ゴルフ場によって、土地やクラブハウスが自社所有とそうでない会社とがあり、経営だけを任されている会社は、利用者数が減れば経営環境が厳しくなり、一旦資金が回らなくなればこのような高額滞納が発生するとの状況がある。

坂本竜太郎委員

様々な背景があると理解した。法人事業税等についても、本社が別の地域にあり誘致し立地した企業などの場合、景気のよいときは税収に反映されるが、今まさにコロナ禍にあり経営環境や社会情勢の変化によっては、撤退などによる影響も懸念される。こうした背中合わせの実状も、県南地域の特質性にならざるを得ない部分だと思う。

引き続き、ゴルフ場の在り方も含めて見据えながら適正な事務執行を願う。

宮下雅志委員

調査資料の42ページ、職員の健康に配慮するとの点において、定期健康診断の全員受診に努めたとのことだが、令和元年度はもちろん全員が受診したと思う。ただ、以前には要精検者の受診率が非常に低い公所が数多くあったことが課題とされた。

令和元年度における要精検者の受診率はどうか。

次長

まず、要精検査の職員は35名いたが、そのうち要医療が3名、要注意が24名、異状なしが7名で、34名は精密検査を受けている。残る1名は臨時事務職員であったが、それ以降精密検査の受診時期にはいなかったため、結果的には全員受診となった。

宮下雅志委員

要精検査者が全員受診したとのことであったが、職員数が非常にタイトな公所では、どうしても再検査に行くとは言えない雰囲気が見受けられたとの話も聞いている。重要なことは、資料記載のとおり上司の働きかけだと思う。引き続き、全職員の健康管理には十分注意し取り組んでほしい。

次に、補助事業について聞く。釈迦に説法ではあるが、補助事業において一番重要なことは、県の政策目的をいかにして達成するかであり、そのために数ある中から必要な事業を精査していくことだと思う。

地域振興目的のための、原則3年間のサポート事業による支援は、起爆剤の意味合いが非常に大きく、その後は自力で事業を成り立たせていくことになる。例えば、一発物で補助期間しか事業ができないとのことでは、ある意味それでも地域振興の一つの形として完結すればよいのだが、やはりそうでない場合は問題があると感じている。

もう一つは、例えば4年目にもう1回少しの支援があれば何とか動き出すことができ、この地域の振興に寄与する非常によい重要な事業だとすれば、3年の期限にこだわらないとの判断も理論的には考えられると思う。

令和元年度の補助事業を採択するに当たっては、そのような観点においてどのように判断したか。

次長

サポート事業の採択に当たっては、まずは本庁から示される共通の採択方針に基づき判断する。それに加え、県南地方の特性を踏まえて振興局独自の項目を盛り込み、申請の相談があった場合には、地域づくりへの思いや意図をしっかりと聞き取り、必要に応じてそれぞれの団体の思いがしっかりとした取組につながるようアドバイスを行い、採択している。

また、補助期間については、3年が経過すれば地域課題が若干でも変わることから、新たな事業を展開することでの応募も可能と考える。

なお、事業実施中においては、現地調査や現物確認を行い実施内容を精査等しながら、よりよい結果が出るよう取り組んでいる。

宮下雅志委員

次長から説明あったように、やはり事業の熟度を高めるための支援が重要で、問題は中身であり、作文の上手な団体が毎年採択されるようなことはあまり望ましくないと思う。

繰り返しになるが、やはり補助事業は中身である。熟度が足りない場合には積極的に支援し、内容の優れた事業を採択していくという取組を、今後も継続されるよう願う。

(10月29日(木) 県南教育事務所)

江花圭司委員

調査資料7ページ、財務管理費で昭和の時代に建てられた老朽化した施設の解体費が計上されているが、県南地域の公共施設管理計画において教育事務所分野の施設に対して令和元年度は、どの程度の計画をもって実施したのか、そして今後どれだけ残っていくのか。

次長(総務担当)兼総務社会教育課長

解体撤去等の工事はほぼ終わっているが、旧棚倉高校の施設については、7月から解体工事を始めている。解体工事が終了するのは来年7月9日の予定である。

旧棚倉高校の跡地の利活用については、現在施設財産室が担当しているが、今のところ具体的な利用計画は決まっていない。今後本庁各課と協議を進め棚倉町とも連携しながら、利活用について検討していきたい。

江花圭司委員

完了とのことで安心した。老朽化した施設は大変危ないため、児童生徒の安全確保の面で解体完了は本当に安心できる。そして解体後の管理と利活用に関して私も一般質問で教育長に提言したが、地域のワンストップ窓口が教育事務所だと思うため、商工会議所や商工会、地域の各種団体がどのような利活用を求めているのか各地域を回った際にしっかり聞いてもらい、振興局長と連携して利活用を進めるよう願う。これはやはり首長と一緒に行わないと大変難しい問題で、木や雑草が繁茂するともう使い道がなく、獣たちがその茂みに入ったりするため注意を促したい。

荒秀一委員

概況説明の5番目、事故防止と不祥事絶無のための啓発について、教職員の服務倫理意識の高揚との報告があったが、実際、日々の苦労もさることながら教職員の意識高揚は極めて大事なことである。最近散見される様々な不祥事も含めて、教員の後ろ姿は子供たちの将来に大きな影響を与えるものである。教職員に対してはどのような啓発を行ったのか聞く。

所長

教職員の通勤する学校の範囲が県南地域は非常に広く、交通事故が多くなっている。また昨今の教職員の年齢構成も高くなっており、教職員の学校での事故も非常に多くなっている。そのために、学校事故防止対策研究協議会を行ったり、域内校長会議に必ず学校事故や不祥事についての講話、協議を取り入れて行っている。

また、初任者研修や教職10年経過の教員を対象とした研修会、常勤講師研修会など事務所でいう研修会の最後5分間で管理主事から今非常に懸念される学校の事故や不祥事について講話を行いながら、管理職だけではなく一般教職員にも注意啓発を行うとともに、学校訪問においては校長、教頭には毎回不祥事事故について事例なども提示し意識化を図りながら進めていきたい。

佐藤郁雄委員

調査資料12ページのふくしまの未来をひらく読書のちからプロジェクトについてである。昨今、子供の本離れがかなり取り沙汰されているが、その取組に対する成果や子供たちの反応はどうか。

所長

県南教育事務所では、ふくしまの未来をひらく読書のちからプロジェクトにおいて読書活動支援者育成事業の地区別研修会を棚倉町の図書館で実施した。また移動図書館あづま号の利用について周知するとともに、各市町村において利用実態について話をしている。例えば泉崎村で行われている、本を借りた子供たちにポイントをつけることで積極的に本を読んでもらおうとする事例を紹介したりしながら、域内において子供たちが読書を習慣化するよう努めている。

読書量については低学年で読む本と高学年、中学生が読む本とでは何冊読んだのかではなかなか計れないが、子供たちの読む量は徐々に増えている。また白河市は市の予算で学校司書を積極的に活用するなど市町村独自の取組を図っている。

佐藤郁雄委員

本を何冊読んだのかよりも本の内容や種類であったり、教員の指導の下に進めることが大切である。昨今、冊数で読んでいる読んでいない、図書館に行った行かないでゲームの時間ばかり長くなっているとのことが書かれてしまっている。子供たちが興味がある本の読書量は多くなっているとのことなので、そのような形で指導をし、子供たちの将来を形成してもらいたい。よろしく願う。

坂本竜太郎委員

調査資料11ページのキャリア教育推進事業、専門高校生による小中学生体験応援事業について令和元年度の詳細を聞く。

所長

キャリア教育推進事業の実施における内容について、具体的には矢祭小学校、矢祭中学校の子供たちが修明高校や埼玉工業高校に行き、高校の実験や実習について高校生から説明を受ける内容である。逆に小中学校に修明高校、埼玉工業高校の生徒が近所の小中学校に行って、自分たちが勉強していることを説明したり、体験学習させたりするものである。

高校生にとっては自分たちがやっていることを実際に小中学校生に説明することでより確かな学力となっていくことが

非常に大きく、逆に小中学校生にとっては普通科高校でやっているような座学の内容は比較的分かりやすいものの、具体的に電子科や電気科、商業関係、流通関係の授業は何をしているのか分からない。それが具体的に明らかになり、将来の目標が少しずつはっきりしてくる。小中学校、高校ともに非常によい成果がある。学校行事等もあり、実施回数はそれぞれ1回くらいであるが、そのような形で取り組んでいる。

坂本章太郎委員

期待どおりの非常に効果の高い事業だと思う。公平性の観点からもできれば全ての生徒が何らかの形で参加できるように予算やスケジュールを組んでもらいたい。よろしく願う。

やはり高校生の自信にもつながるし、小中学生の自主的な人生設計、進学を志を発掘していくことにつながると思う。大変難しい県立高校改革の最中で魅力化や特色化を図りながら、行ける高校に納まるのではなく本当に行きたい高校に意欲を持って入学し、それぞれ活躍してもらおうという在り方を築き上げていくためにも非常に重要な事業になると思うため、引き続き取り組むようよろしく願う。

吉田英策委員

所長説明の家庭教育地域教育力の向上について、学校、家庭そして地域住民がそれぞれ役割と責任を自覚するとある。学校や家庭は当然子供を育てる上で役割を發揮し責任を自覚するものと思う。地域住民が果たす役割とは何か、また地域住民に対し上から目線でやらなければならないような押しつけがましいことなのかと深読みして申し訳ないが、地域住民に願うべき教育の中身とは何かを聞く。

続けてあと2つほど聞く。

1つは学校教職員の数について、小学校は611人、中学校375人とあるが調査資料の10ページには618人と368人となっており、合っていないと思うため説明願う。

もう1つはスクールカウンセラーの配置について、所長説明では12校への配置を行ったとあるが、調査資料の中では、スクールカウンセラーについては配置ではなく派遣という言葉を使っている。スクールカウンセラーは基本的に全ての学校に1人は配置することが望ましいと思うが、配置や派遣の考え方の詳細を説明願う。

所長

まず、1つ目の地域住民の教育への取組についてである。子供たちを成長させるためには学校の教育活動が非常に大事だと思う。もう一つは、子供たちに生活習慣なり学習習慣をつけるという家庭の役割も非常に大事である。その中に地域の安全・安心、つまり学校の登下校等も含めて子供たちに安全安心な学校生活を送ってもらいたいこともあり、地域にまで関わるのは、実は登下校のボランティアや地域の危険地帯の確認も含め、地域ぐるみで子供たちの安全・安心を確保しこれからの教育を進めていこうとの意味で地域住民も一緒にやっていくということである。実際に各学校においては、少子化で学校の子供たちも少なくなっており保護者だけのボランティアで学校の除草作業や整備が厳しいところもあるため、地域住民のボランティアに学校の植木などを切ってもらったりしている。学校としては非常に助かっている。

また子供たち自身が地域に入って勉強していく機会も非常に大事だと思う。そのような形で地域住民も入れている。

2つ目の教職員の人数についてである。この表は令和2年4月3日現在となっているが、4月6日に行う入学式の前日5時までが県の基準での教職員定数となっている。これは令和2年度の数字であるため小学校611人、中学校375人で、資料は令和元年度の数字であるため若干異なっている。

3つ目は、スクールカウンセラーの配置と派遣について、現在中学校には18校全てに入っており、県南にある37校の小学校のうち12校に入っている。入っていない25校にもスクールカウンセラーが行っていないわけではなく、中学校に入っているスクールカウンセラーが時間をやりくりしてその学校区の小学校も回っているため一応派遣という言葉を使っている。配置とはあくまで学校への配置であり、配置された学校から近隣の小学校にもスクールカウンセラーを派遣し、子供たちの心のケアに当たっている。

吉田英策委員

子育てをするのは学校と家庭と地域である。私も子供見守り隊の標章を張ってそのような活動に参加している。ただ地域住民へはやはり責任を自覚するようなものではなく互いに子供を育てようという対等の立場が一番よいと思質問した。

宮下雅志委員

主権者教育に関して、教育事務所の関わりや位置づけについて聞く。令和元年度は県議会議員の通常選挙や参議院選挙が実施された。18歳の高校生の投票率は比較的高いが世の中的には若い世代の投票率が非常に低いとのことで問題になっている。一方で、昔から教育と政治をあまり近づけず切り離すなどの観念があり、その中でしっかりと民主主義を支えていく主権者として教育しなければならないとのことで、教育事務所が昨年度どのような取組をしたのか、どのような位置づけにあったのか聞く。

所長

教育事務所としては、年に1度、小中学校において次年度の教育課程を中心となりつくっている教員を対象に教育課程研究協議会を行っている。協議会では、新学習指導要領の一つに現代的な諸課題として主権者教育や食育など様々なものが入っているが、それらについて話をしたり、さきの教育課程研究協議会の中で、各教科と絡めて主権者教育を進める内容の講義等を行っている。

市町村によっていろいろであるが、生徒会の役員選挙のときに、市町村の選挙管理委員会から投票箱を借り模擬選挙の形で子供たちの訴えや投票などを実際に近い形で行い、この投票箱を使って普段の選挙は行われていることを教員が話しながら進めている学校もある。発達段階によって小中学校や高等学校で違うと思うが、教育課程の中に位置づけながら諸活動を進めている。

宮下雅志委員

相当工夫が必要な課題だと思っている。ぜひ未来の民主主義社会を担う人材の育成の視点も取り入れながら、主権者教育の充実に取り組むよう要望する。

(10月29日(木) 県南建設事務所)

江花圭司委員

私は喜多方市出身で県庁に通う際は栗子トンネルも通る。8～9kmあるトンネルもできたばかりであるが隆起している。国道289号の甲子トンネルも大変隆起しておりかなり怖い。原因は何だったのか、分かる範囲で聞く。

所長

隆起の原因であるが、このトンネル周辺の地盤は水や空気の影響によって膨張するスメクタイトと呼ばれる鉱石を含んでいる。この玄武岩の岩盤がトンネルの周囲に存在していることから、膨張圧によりトンネルの周辺に影響を及ぼしている。また掘削時の地山の緩みも影響しているのではないかと考えている。

江花圭司委員

新しく整備したトンネルに関して、このように隆起すると事前に分かっていたのか。分からなかったためこのような状況になっていると思うが、やはりこのような事案が発生しているため、今後のトンネル整備に関しては事前にスメクタイトの調査をしてもらいたい。

サイクリングロード関係の予算は調査資料のどの項目に入るのか。

所長

奥久慈街道が今回東白川4町村で検討され、国道349号線で矢祭町から鮫川村を經由し棚倉鮫川線を通り、東白川の中心である棚倉町から矢祭棚倉自転車道線を通る1周75.2kmの久慈川サイクリングロードが今年出来上がった。昨年、その自転車活用推進計画を策定した。県も昨年自転車活用推進計画を策定し、いわき七浜海道、桧原湖周遊ルートとこの奥久

慈街道の3本をモデルコースとして設定した。

また国土交通省のサイクルツーリズム推進事業において、大川喜多方サイクリングロードとともに、県内初のモデルコースとして認定された。観光庁が設立したランナーズインフォメーション研究所で「自転車の道」「走る道」そして「歩く道」を提唱しており、東日本で2番目となる「自転車の道」に9月29日に認定された。東日本初は、高萩塙線、塙大津港線、国道349号を使った「三角形の道」が昨年既にこの研究所に認定されており、景色がすばらしいと好評である。東白川の4町村については、観光交流人口の拡大を図るために、この「三角形の道」から、全体の奥久慈街道との流れをつくって今動いている。

県が関与するところは、ルートほとんどが県道と国道そして自転車道となっているため、その維持管理で道路管理維持費に含まれている。資料では8ページの2となる。

江花圭司委員

計上されている予算規模は毎年、継続していくのか。その内容として、整備、維持管理をすることも県の自転車活用推進計画に盛り込んでいるとのことだが、国の交付金等は受けられるのか。調書には、交付金の欄に事業名が入っていないが、今後入る予定はあるか。

観光庁や国交省と連携したような事業をやはり概況説明要旨に載せるべきと思う。この事業がしっかりとモデル事業になれば、県内各地域の広域サイクリングルートのモデルルートとして横展開してもらえるとと思うため、ぜひモデルとして概況説明要旨に載せてほしい。

所長

この事業は、各町村が主体となり整備しているものである。この自転車活用推進計画には当然振興局長や私も入り、側面から応援している状況である。

イベント等は、町村の活性化を目的として町村が実施しており、県としては側面支援の意味で道路の補修や附属施設の修繕等を町村と連携しながら行っている。

したがって町村が主体であるため、概況説明要旨には入らない。

佐藤郁雄委員

資料15ページの収入未済額及び29ページ、1(2)県営住宅使用料についてだが、なぜ収入未済額が発生しているのか。また令和元年度における滞納額回収金額は幾らか。収入未済額が不納欠損額にならないよう取り組んでいるとのことだが、電話や戸別訪問による督促だけで十分なのか。

所長

県営住宅の滞納が多い原因は、生活困窮者が多く入居しているためである。減免された月1,000円の家賃が払えず滞納している人が多い状況であるため、入居者に対しては県と指定管理者が督促をし、分納で払ってもらうなど進めている。

退去者に対しては、死亡者や行方不明者もいるため、連帯保証人や相続人と連絡を取り回収を進めている。また、処理要領に基づき手紙等も送付している。

詳細は次長に説明させる。

次長兼総務部長

現年度分の収入未済については、決算時点での納付が遅れている状況で、数か月遅れながら納付されているものであり、長期滞納は発生していない。

坂本竜太郎委員

甲子トンネルの隆起について、有識者の技術検討会を経て恒久対策工事が完成したとのことだが、3、4年前の決算審査特別委員会において、特殊な地盤構造であり将来どのようになるのか分からないと言っていた。100%自然相手のため言い切れないと思うがどのように恒久対策工事が出来上がったのか聞く。

所長

恒久対策工事だが、岩盤の膨張によりインパルトという路面下の底面コンクリート部分が損傷したことから、抜本的な問題としてここを交換することとした。損傷部分を取り払い、工場で造ったプレキャスト部材と交換し全体で十分な耐力を持たせており、恒久的に加重に対して耐久性があると考えている。

坂本竜太郎委員

豪雪などほかの状況と重なると様々なよくない状況になる可能性もあるため、ほかも含めてパトロールなど監視、注視を願う。

渡瀬川の河川改修が平成元年度末で49%の進捗との説明があったが、台風が原因で、恐らく本来予定した進捗に至らなかったと思う。渡瀬川でも溢水箇所があったと承知しているため、渡瀬川関連の改修工事に対する令和元年東日本台風の影響について聞く。

所長

渡瀬川の現場については、大規模に中止をかけることはなかったため、ある程度災害の復旧さえ進めば対応できる状況であった。ただ、当然災害復旧については、業者も我々も一丸となって優先して調査、現場対応、積算や査定もしていたため、業者がそちらに行ってしまったことがあった。それがある程度落ちついた段階で、繰越工事ではあるが進めてきた。工程会議で工程をしっかりと決定し、今のところ影響はそれほど大きくはない。

坂本竜太郎委員

影響がなければ50数%の進捗だったのではないかと思い聞いた。

実績調の8ページの不用額において、堆積物の説明があった。私はよいことと思い聞くが、主だった特徴、削減できた費用、経緯は何か。

所長

0.23 μ Sv/h以下の側溝堆積物は除染の対象にならないため県内各地で堆積物の運搬、処理を行っているが、予算を確保するに当たり、町村と連携して仮置場のポリウム等も含めて計画通りに事業を進めるため余裕を持って当初予算に計上している。当初、側溝の半分の約20cmが埋まっていることを想定して予算を組んだ。

実際の処理や運搬は想定より少なく、他の町に流用できない予算であるため、高額の不用残となった。

坂本竜太郎委員

率直な答弁であった。県管理道路と市町村管理道路との連携でスムーズに進捗すればよい。市町村道路は先に着手したが、県道がまだやっておらず結局詰まっているとの状況も聞いていたため、まさに連携、共有し経費削減ができたのではと勝手に好印象を持っていた。予算を多めに取っていたことについて、この件に関しては特によいことと思う。予算が足りなくなったために翌年また目詰まりを起こしてしまっは結局また同じことである。

引き続き必要に応じてそのような予算立てをし、適正な執行を願う。

宮下雅志委員

29ページの一冊下、職員の負担や健康維持に配慮するとあるが、建設事務所の職員は災害復旧等で昨年度は大変な状況の中仕事をしたと思うが、その状況でしっかりと健康診断を受け健康管理に努めたり、要精検者が確実に再検査を受ける仕組みも必要である。昨年度の状況を聞く。

所長

令和元年度の健康診断は100%受診している。精密検査が必要な対象者は37名おり、そのうち34名が受診し、受診率は92%である。対象者には受診するよう呼びかけたが特殊な事情や病気等により受診できなかった人がいる。

宮下雅志委員

風通しのよい職場づくりに取り組んでいくと資料にも記載されているが、以前は忙しいとどうしても再検査に行くといいにくい職員が結構おり、そのため受診率が相当低かった。今大分よくなってきたとのことでぜひ風通しのよい職場を維持しながら、再検査等を含めた受診率の向上に努めてもらいたい。

県南建設事務所で特徴的なのが、県境の道路を持っていることである。私は会津出身であるが、冬場、新潟から会津に入ると途端に除雪が下手であるとか、会津から新潟へ行くと新潟に入った途端きれいに除雪してあると昔からずっと言われてきた。

県境の道路はこの基本方針にもあるとおり本県の活力、安全・安心が実感できる施策を積極的に展開していくとの基本目標がある。その中で道路の維持管理状況が、本県に入った途端に草が生い茂ったとか路面が凸凹になっているなどと比較される。非常に重要な要素と思うが令和元年度、茨城県、栃木県との県境の道路についてどのように対応したのか。

所長

当管内は栃木県との境に国道294号線、また茨城県との境に国道118号、国道349号という幹線道路があり、さらに埴大津港線等の県道がある。

当事務所は隣接県の栃木県大田原土木事務所、茨城県常陸太田工事事務所と大子工務所と意見交換をしている。

県境の物流について、国道118号の物流が多いと考えていたが、実際は349号線で常陸太田市まで行くと4車線の高架化となっており物流が多い。この道路の改良工事、矢祭町下関工区整備事業は復興事業で行っており、この事業が完了すれば既に茨城県側は完了しているため、茨城県との物流が大きく動く。

また栃木県那須町、大田原市へ行く294号線は、高速道路や国道4号が平行しているものの意外と交通量が多いことも分かっている。294号線については大田原土木事務所で県境まで工事を進め、我々も同時に工事を進めており、県南分はほぼ完了している。ここには境の明神があり、この部分だけは同時に施工し、文化財があるため大規模な改修はできないが、若干広くしている。このように他県の土木事務所と連携を取りながら事業を行っている。

東白川郡は、棚倉土木事務所で維持管理を対応しており、整備水準が違うと言われることもあるが、今後とも連携して対応していきたい。

宮下雅志委員

ある意味、本県の活力を示す一つの形だと思つため、県境道路の整備や維持管理を力を入れて進めてもらいたい。